白河古事考

結城氏系圖
同歴世事實 上
同 下 四
同庶流 他姓附 三

和書門 類
二七八二七號
八函
五架
三冊

内閣文庫
和書 類
二七八二七號
三冊
一七四函
二架

内閣文庫		
番號	和	27827
冊數	3（2）	
函號	174	296

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

白河古事考巻之三

白河　廣瀬典著

結城系圖

土人傳ふる圓鼓十七あり之ハ平山氏と云ふ何某と云者白河の旧臣の後
民間ニ土着者程ハ十一年甲申正月五八歳写くと云者也宜し
即是ヲ義臣典ノ新考補ふ者ハ名ハ[illegible]中ニ書し文ハ〇
下ニ[illegible]

○朝光　秀郷十一世孫三男　左衛門尉　七郎　上野介　号結城
法名日阿　母八田武者所宗綱女

朝廣　朝光長男　結城大蔵権少輔　七郎　左衛門尉
○傳ニ此人ト朝光ノ弟とし

廣綱　従五位下　朝廣長男　号結城七郎　上野介
他書ニ此人ヲ祐廣ノ兄トス下総結城ニ居ル

祐廣　廣綱男　白河　弥七左衛門尉　上野介

宗廣　祐廣長男　結城上野入道　於伊勢逝去
号君山道忠　○宰相中将
延元三年九月三日卒　七十歳　廿八文（宝ハ年成ル迠）

祐義　片見三郎　（暦応元戊寅）

廣堯　田島与七左衛門
延元三年二月廿日卒　暦応元戊寅

親朝　上野介　宗廣長男　修理大夫　始号小峯
号東山道輝小峯寺
白河七郎　系圖ニ始親廣ト云　北畠軍
諱ニ親政トモ云　参河守　大蔵権少輔
又太輔

親光　宗廣次男　号太田　修理大夫　判官
為宮方　方大友左近将監ニ引組
討死

明治十三年購求

嫡家
次男家
三男家

顯朝 親朝一男 大膳大夫 道号大年 桐公 傳授祖父宗廣
軍畧及文書 ○七郎兵衛文書ニ彈正少弼顯朝トモ見エ
大年一作年 桐一作相

朝常 小峯氏親朝二男 參河守
道号大總宰公

政常 朝常男 參河守
諱一翁續公 續作統

満政 結城小峯政常男
号法城護公

朝胤 小峯氏親朝三男 讃岐守
道号大道 文書胤作種

朝治 小峯朝胤男 讃岐守
号圓戒

光胤 朝治男
大功宰公

憲朝 光胤男 讃岐守 号天猨長
河三男田河合弟 猨一作湶

宗廣 憲朝男 讃岐守
号直翁

政胤 宗廣男 讃岐守
正結

顯朝 弥七郎
永正七庚午四月廿二日於小作田討死
他本ヲ以テ補フ
按ニ此系統ル所ヲ知ス 土人傳フル白河旧臣ノ名面ニ
白河親族ノ内ニ北讃岐守有 或此家ナル歟

朝親 小峯右満政男 參河守
諱大勲忠公

直親 小峯朝親男 下野守
号極樸 ○本朝通鑑 文正元年ニ見エ

直常 直親男 小峯參河守 号宗巖
鹿島一日一万句連衆座持

朝脩
延徳元年己酉 修理大夫ニ任ス 文書アリ
法名宗鎮 永正七庚午二月廿七日自害
一万句ノ連 他ノ系図ヲ以テ補フ

満朝 顯朝長男 号小峯 左兵衛中務丞
道号長川 諱道久

氏朝 満朝長男 小峯氏 弾正少弼 道号義秀 号好忠
晋光院御時 八坂塔供養ノ役ニ参候

廣朝 小峯満朝二男 常陸介
諱宗椿 道号齢仲 一作冥中

直廣 廣朝男 播磨守
号松岸長公 一万句連

兼廣 直廣男 常陸介
就山成公

顯廣 兼廣男 大田和民部大夫
号大幢還公 一万句連

親朝 顯廣男 民部大夫
按兼廣ナシ 外ニ世同時ノ一万句連ト成事 年壽ノ
長短ハ有ト云トモ 恐クハ此理無ラン歟 ○大田和村ハ今石川
郡ノ村名 其地ニ住セシニヨリ 大田和ト名乗シニヤ
○白河家臣ノ帳ニ 一族ニ田川民部大夫殿ト云者アリ 此家
大田和又田川ト名乗シニヤ ○一万句連座持ノ内ニ田川
常陸介兼朝アリ 此系ノ人成ベシ

○続太平記巻十五 陸奥合戦ノ条ニ 山内(池加ル)今中ニ
大田原信濃守 白河右馬権頭 トアリ
○同十九巻 結城没落ノ条ニ ヨ宕達ハ安房ノ奥ニ被召
一先奥ノ方ヘモ忍テ御渡ルベシ 白川権頭 岩瀬ニ陣堂
十ナトモシハ奥州ニハ未タ御味方モ多ト云 右ノ 権頭ハ
顕ヒノ人ニヤ
又心書ニ下総国結城郡司中務少輔 為満朝入道聖朝トアリ ○武家評林系図ノ部ニ直朝 中務少輔 法名聖朝 △此友人ハ何ヒモ
下総ノ結城ニシテ 白河ト同名ナルヤ ○武家高名記 結城七郎氏朝 忠義ノ条ニ 陸迩ノ武士ニハ 原三郎之儀 結城駿河守
朝助トアリ △此朝助 何ヒノ人ニヤ

直朝 氏朝長男 修理大夫 号溪川寺殿
道号海藏 諱道朝
朝公

政朝 直朝長男 弾正少弼 道号亀山道綱
一万句連哥之座持 ○義永ト云

奥州兵乱大平記九九 奥州ノ管領斯波大崎左京大夫兼道 同春上所収ナ[illegible] 政宗ト合戦ス[illegible] [illegible]守 誅罰 其外 苗代 宗徒ノ者ナ引率シテ [illegible]ハ其之長 [illegible]守内 首藤刑部少輔 河原 [illegible]結城白河 大輔 蒲田村刑部 [illegible]岳山ニ [illegible] 須[illegible]大名[illegible] 二階堂新国[illegible] 上ヲ始トシテ近々 池加ケレハ其 勢五六万騎ニ成 ケリ

顕頼　政朝長男左京亮 諱道永 号長溪 漢[illegible]
仙臺白河氏ハ政朝ノ子ハ左兵衛佐政頼ト云
秋田白河系図ハ左京亮顕朝ト云 文書ニ明応四年ニ近ハ宮内大輔ト云

資永　那須太郎　相楽七郎左衛門系図
那須記等ニ出ス

義綱　顕頼長男左兵衛佐 法名門舟院
○又法名道海
仙臺白河氏系ニハ政頼ノ子ニ一統初称左兵衛佐 義綱トアリ
○別本系図ニ明舟院ト云ハ在千田村 棚倉領也ハ
関川寺末 後真言宗ト成

晴綱　義綱長男
仙臺白河左京大夫ト云ト系図ニ有

晴常　晴綱嫡子上野介 以後母[illegible]所生 義親欲立之故譲小峯城別居 堀内ト号シ堀内殿ト称ス 其所為
上野曲輪 今上臺ト 石川中島城主無子 晴常往順之 石川ハ母ノ家也

義親　晴綱長男 号関七郎 法名不説 此[illegible]仙臺ニ有

義顕　治部大輔 幼少時 永禄中正月四日
依小峯義親叛逆落城後岩崖切木
切石城ニ居ス ○此説ニヨレハ義親ハ
晴綱ノ子ニ非ス

朝綱　治部左衛門
大坂合戦御所於白河先祖譜代之家臣共
相依不運故病気不果後出羽秋田ニ
下リ和知ト名ル ○子朝秀白河七郎
ト名乗代々受録

晴辰　中島城主中島上野
晴常子中島ニ城月両城ニ有ツ 澄江寺殿一峯全忠 ○関物語ニ義親ノ妹ト云ハ誤欤 伯母ニ 若晴常
実子ニ非ス養子ニテ晴常ノ妹ニ妻合シ欤 紋所ハ丸ニ鶴 初ハ丸ニ三ツ引両也

晴時　大学 白河家没落 従蒲生氏郷 天正十八年十一月十九日戦死
此後須賀川 相楽七郎左衛門
水戸佐竹家ノ祖
兄晴辰ノ家督欤

定共ハ

晴定　覚左衛門
晴映　大蔵
晴久　美濃守
晴廣　鷲
晴元　鷲

定次

仙臺城下ヨリ北十里計ニ中ニテタト云村ト古川ト云村ノ間ニ寺アリ 此ニ白河結城氏ノ碑アリ 仙臺ノ臣井上氏今ニ寺ヲ時々 白河氏ハツケ石アリ 此中ニテ今村ニ井上氏知行処ニトカヤ

[illegible]中[illegible]ハ[illegible]二[illegible] [illegible]神書[illegible] 白河[illegible] 其[illegible] 旧事[illegible] 小峯[illegible] [illegible]氏[illegible] [illegible]明 [illegible] 白河正統の政朝の[illegible] 顕頼[illegible]白河の地[illegible] [illegible]白河[illegible]大[illegible]子の[illegible] 譲[illegible]白河家の地[illegible] [illegible]白河[illegible]小峯氏 [illegible]の[illegible]祖先の[illegible]

[illegible]

結城歴世事實 上

朝光

仙道表鑒ニ（二宮杉本代定右衛門著述）ニ結城七郎朝光ハ従五位上左衛門尉ニ叙せらる結城氏の功ニ依て白河岩城之庄の三郡を源頼朝公より賜ふ其後ニ至て結城を以て白河を領せらる朝光より五代目ハ下総結城ニ在て遠く白河を領せらるゝ也

抑古人の説ニ朝光ハ六代の先祖左衛門尉祐広行既ニ白河を領せらると云ハ誤伝なり仙道表鑒の説ニよく合す又白河七郎祐広と云ふ人の記録ニハ泰衡退治の功ニより葛西六郎清重を奥州の奉行として白河の要ニ鎮座セしむ後建武元（丙戌）ニ清重を以て深谷ニ下し結城上野之介朝広ニ白河を賜ふと云朝光の時葛西ハ別ニ事ありて嫡を以て朝光ニ白河等を賜ふへし

東鑑文治六年○泰衡か郎従大河次郎兼任謀反セし付追討の為ニ結城七郎朝光以下奥州ニ所領ある輩ニおゐて一族を具せしめ先ニ向ふへきよし下知せらる

○武家評林 諸巻之二十一 朝光ハ宇都宮と白河の陣の後ニハ 東

頼朝に付く結城七郎朝光か子なれハ結城宗廣ハそもそも如何にもして上手にちなる
師とも存れハ自ら是非なき事に思ひ定めて是へ参る也と申入て北畠殿へ申入ハ北畠殿へ御書賞
中形部(?)定子ハ九郎入道か事なりしに院宣の旨を限りとせ弟とてあらる手を守るを云
志なり白河と二月結城と共に軍を仕らせ二百余騎にて東入道殿の手に加はる御合を同事
了りや九入道も上州にて二百余騎の九人を加へ御合の将たるへきなれハ後とかくして上へ御合を定て
又郷に定ハ小峯義朝一族の合戦の所に攻め参り候ハ首実検なりとも定て
也とく思ひつる今も叶ひ申さりし事を申入て此事ハ一定当時の将軍にて
なりけれと云ハ形部(?)にてあらさる所に江間殿の定子息の将たるハ形部(?)も参る家臣
九郎ら師形部(?)と敵に向て合戦の処に御所より参りて今仰の由白河軍
勢を使つるに其中の何陣か奉公たりし一日結城ハ引退きる事と合戦の軍敗
此とて先て形部大将にて白河に戻りける時此時義綱又出て此方の大夫方の陣とく
静らさりし処に押寄て陣先の結城の軍立へし足右なりける〈略ス〉

〇嘉元卿(?)年二 弟又太郎か子 応正二年二
同書二 三十 兵衛の助結城の手の数として中に会則(?)南秀綱の子に
下須房太郎秀廣とて今年十三歳なりける若武者只一騎黒き鎧の数白の鉢に
乗て俯伏して走出て敵に陣を懸けて二十代の郎等か若武
秀廣か陣合を名乗りて敵を払ひ名乗をあけて合戦せん家
に戦ふ者の中に入て家を迄して討首をとられん此時小山七郎朝光
合則(?)南にて返り合押並て組ん処に朝光遂に組伏て首をとりて立する程に
軍勢にも有りて下陣に戻る合戦済て帰りて兵衛の馬のもとへ参るへし〈略ス〉

按ニ此事アラスとも朝光之後○に白河と称しけるなり

朝廣　朝光の世男也 号結城七郎 後従五位下大蔵権少輔上野介ニ任 白河結城
始と称と云ふ 実ハ形部(?)の子也 庶子の嫡流の家を継て結城と号せ
しむ初名をヤサ千代といひし也 是も白河の間旧家の末秋田の白河七郎（由
緒を云出せし後に屠りたる形部(?)の後胤なれハ白河の氏に康元
元年丙辰十二月廿日に小峯の城にて形部(?)討死せしより結城白河にて
出家し法名信仏と云ふなり 結城家を白河と号すなり
一　朝廣嫡流二丙戌 訴て公暁と称し奥州白河にある事を諸方に告る朝廣
浅利知義と倶に数年て年々に有

祐廣　白河に居住すと云ふ 兄を広綱ハ父朝廣の跡を継て結城に住す 三男祐廣
白河に住して白河結城とて別家となる
按ニ祐廣ハ白河結城の祖なりハ大日本史にも系譜と共に證とし
列封略伝並仙台の白河家譜は祐廣と始とせり

親盛の男親光の男親世ハ結城五郎親広ハ別に奥州に封
白河結城と号し一家の祖となる親世の男ハ郎の事に詳に
又ハ此書何の据なるやと知らで

宗廣

祐広の子にて結城上野入道と云文保二年戊午の文書に白河上野前司
とある国入道して結城上野入道と云入道せし年代詳ならず今の城東搦村の墟に
去る事向ひたる地と白河と云て今の城ハ小峰と云し此へ来る人も移りし奥
州にて其事を並する者なきと云其事ハ止して貴二人片見に在り祐義田名山
名を申して廣雲と云 白河の内片見村田名山村にあり 子二人親朝親光と云
太平記元徳二年庚午に 後醍醐天皇を関東征伐の呪咀ありし事に付是を聞く
天聴に入ら[illegible]の僧侶を流し[illegible]白河にて大圓僧正の印を押して宗廣之賞と申て結城上野入道に
預られし門ハ七月十一日奥州下向と云ハ奥州へ其子と申事を結城上野入道に預けて
られて奥州の[illegible]にある 去る所を宗廣に預けられし所ハ上方へ下の門とるとて一首の
奇を詠せる 略 名所門ハ名古郡よ白河へ遠隔する奥の所とかれ先例是の
時白河の城に御下向ありけれハ広光とて名家郎を任せて故奥賀とそ造立て
師へ[illegible]し今白河城下永蔵寺由緒に奥賀白河[illegible]其時此寺に居れけ
書得する八名所へ注書附暫倚留まる成へし

一 楠正成記元弘三年正慶元八月赤坂にて心得摂州芥河の城に楠と先帝の味方に馳参し
正成千破劔城を築て楯籠る九月に付き一族大佛貞直阿曽時治及二階
堂道藴等大軍をおこして上洛して元弘三年二月十一日謀反し四方関東より大軍おこる
て後に兵親王を守る吉野城楠か守る千劔破城并正成か築く赤坂の城を
攻め時に後正成関東の係にて敗れて上京して其所に白河七郎所蔵文書二
通あり是によれは元弘の年号用ひる文書故に先帝の編旨なりと云事を
先帝は隠岐にあられハ日吉源氏の事あり且先帝の仰を以て八七郎
母に見知らるへし 去られハ元弘の年号を用て尊氏持明院殿へ帰する迄

一 東国軍に会ひ出る一忠金子尚々長尾郎か[illegible]
力を以て補源平門に出勤候東国
軍を遣ハし退治あらは天下に参る
也 西国事沙汰有て太郎判是を書
持て申す由可法云
了上氣を付書之[illegible]
元弘三年癸酉四月十二日 なかね判
結城上野入道殿

東国軍ト云ハ北条ノ軍ナリ云
御教ハ去年冬ヨリ義兵ヲ
起シ楠等ヲ指テ云ナル
べし

讃て諸職地頭の綸旨を帯し宗廣言上して應じられしかし当時年も
無く武家に称され公領の御恩過ぎや有らん

一　加諸職地頭ハ、ことよの外狼藉すへし

右
天気如此、悉之、以状

元弘三　四月十四日　左中将

上野入道殿

被下く宗廣関東へ下て注進候しか、将軍家天下を綸旨を帯し
新田義貞ハ千餘騎にて川を越して鎌倉を責入し、清々今こそ付る討伐
其時の綸旨ニ曰

一　被　綸旨偁

前相模守平高時法師、猥背君臣之
礼義、如蔑朝家、執柄猥振威
昔乃民僭乱之至、何事如之乎
已加殺戮、天道無誅、速可致征罰
若今追討凶徒、致勲功者宜依請

天気執達如件

元弘三年四月一日　左中将忠顕　判

結城上野入道殿

宗廣の綸旨を頂戴して綸旨之上ニ又言上大概如此返し天下の朝敵の余々出そ
宗廣の請文ニ

一　去四月十七日　綸旨謹承候了
抑当家陸奥出羽両国宮方として令征伐条
御悦事ハ又付洛所将中当府中右並
一族等於鎌倉率逆徒候はゝ疑
当家奉為天子之御為候て、猶義
同年五月廿四日　右衛門入道子息
寺入道忠　今年八月十八日　結城道忠　在判

違乱企叛逆間、去正月比追討凶徒等了
同時相共相模太郎相模次郎上総国
和田太郎同次郎上総次郎定綱以下
之輩隠居
次第無事者、依乱逆之中被召出大
高之中親類等相続、被副御教書
状之上、於子孫者、相伝伯耆守御領
之旨上裁以状、達之趣、領掌如件、恐
修理亮
元弘三年六月九日　御判
沙汰文

此状文者、故禅門家督之時、被申下御教書上人と云、奉具足上洛之間
其後御沙汰之趣、其後被申付於御使之条子細注之、於今者非沙汰之限
隠居之上者、御沙汰之趣可被申子細之条、于今無相違、是又猶可被出御
教書之旨、可為後証之状、被仰下候者也

一　信濃国麻績御厨所務事、被仰下之処、未雖

一　頼朝卿御威之余下知之上、遂其沙汰、
可為御下知一円沙汰之旨、所被仰下也、且依
御下知之趣、任先例可致沙汰、且就被申子細、守
沙汰者、任先例可被沙汰之由候也
之旨、仍執達如件
沙汰奉行人判
右、件所者、守護御下知候
去六月十一日、令申入状等申
旨了
将軍家依御下知可被申付伊豆
右大将家御下文状、御使等之仰、任
之旨、仍子細者、去年之比頼朝卿
並代官等、於鎌倉御使及奥州相伯耆
右衛門尉同次郎奥州御使等、且又
軍兵已下、為追討凶徒等了、且都
都世三年去比、於鎌倉追討、先可有沙汰

一
以先被成御書之上御保之書上之
一天下被静謐所々恩賞之沙汰候之
昭若
元弘三年○六月廿九日 御判 請文
自伯耆国家 勅命ニ侍ル事
合力仕るへき旨 仰下さるへし
和月廿三日 高氏 判
結城上野入道殿

一
依 勅命ヲ合力申事、和月廿三日御書
今月 昭光 ……
抽軍忠……
昭若
元弘三年○六月廿七日 御判 請文
按ニ是時諸将をして綸旨を蒙て高氏の先ニ合力せしむ……
……以上の文書

白河七郎所蔵
鎌倉平定の後、忠功上第ニ依て、同年○十月義良親王並陸奥守府将軍源顕家公と守ニ陸奥へ下る、是時陸奥探題職補せらる、其時の職家所持の書
（割注：美濃書表ニ右を補佐せしめ功を著すと賛ぜし也）

一
陸奥国郡々検断事、所被仰也……
昭若
元弘三年○十月五日 右馬権頭 朝重
白河上野入道殿

一
不可混乱事、関東派遣之……
一
不帯綸旨致自由妨害事

去月廿六日[illegible]宮方[illegible]武家
宮之令旨或稱國司宇[illegible]候武
又於[illegible]以下[illegible]之旨[illegible]事
如先[illegible]（以下欠）

一 今白河七郎藏(?)上

群書類従職事
補任式部少輔範国
元徳三年補 替為治
元弘三年月日任左衛門
権佐建武二年五月
廿二日任右少弁

可被仰合結城上野入道道忠事候
書一通進覧候 仍[illegible]上
[illegible]如件
八月十八日 式部少輔範國 在判
謹上 [illegible]七郎殿
（[illegible]）

一 （延元元丙子）建武三年正月[illegible]山門へ[illegible]日三井寺の戦[illegible]五千[illegible]二万
[illegible]結城上野入道[illegible]の[illegible]五千[illegible]入[illegible]て[illegible]
[illegible]三百[illegible]討[illegible]退[illegible]三井寺の[illegible]れハ[illegible]て[illegible]
[illegible]の京[illegible]軍[illegible]の数と討へ[illegible]師泰[illegible]二万余騎
二手に分て[illegible]時[illegible]大納言[illegible]結城上野
入道以下[illegible]軍[illegible]楠[illegible]結城入道[illegible]
[illegible]楠[illegible]建武三年正月[illegible]の軍[illegible]白
[illegible]結城白河上野入道[illegible]一手[illegible]白河[illegible]の宗
中[illegible]時[illegible]結城一族二千余
[illegible]入道[illegible]
[illegible]の結城[illegible]一族[illegible]
（死）討[illegible]百余人[illegible]門[illegible]の[illegible]の[illegible]会[illegible]
定[illegible]討[illegible]結城[illegible]右の[illegible]
[illegible]楠[illegible]

一 [illegible]延元元年（丙子）[illegible]奥州の[illegible]
[illegible]霊山[illegible]
[illegible]中村氏[illegible]
[illegible]光胤[illegible]

跡あり　柴[illegible]ハ今[illegible]ハ中村の西南十丁計　光胤退て小[illegible]の城〔中村より三里計南なり〕へ入けれハ
〔[illegible]今ニ城跡の趾あり〕
光胤遂ニ討れ畑の風邪ハ山林となりて[illegible]と成る[illegible]民分ニ訴ば
武功[illegible]類探題として[illegible]と拝[illegible]風邪[illegible]て建
武元年〔南朝延元二年〕一揆[illegible]柴[illegible]〔押[illegible]〕中村[illegible]

按建武延元の間奥州の乱[illegible]八幡[illegible]奥州[illegible]
年[illegible]三人[illegible]下り[illegible]ハ[illegible]秀仲軍監
有[illegible]中[illegible]斯波[illegible]国
同[illegible]氏[illegible]石塔[illegible]秀[illegible]下向[illegible]甲[illegible]田村[illegible]軍[illegible]
志[illegible]国中[illegible]ハ[illegible]石川[illegible]
[illegible]是を何[illegible]世ハ[illegible]の正[illegible]虚
き[illegible]〔此年の[illegible]の[illegible]〕

一
去年[illegible]延元元年〔丙子〕[illegible]十月十[illegible]
[illegible]一ヶ[illegible]を[illegible]へ入[illegible]
の文書[illegible]

二
[illegible]氏[illegible]光[illegible]
[illegible]
[illegible]池[illegible]
[illegible]
[illegible]
延元元年〔丙子〕十月十二日　左衛門尉判

[illegible]

按[illegible]一[illegible]
[illegible]実世
[illegible]の[illegible]
[illegible]
識[illegible]

一
[illegible]上[illegible]〔秋〕[illegible]七郎[illegible]
[illegible]の[illegible]也　正文[illegible]
[illegible]

有る御出来しれ速ニ家ノ来ル今ニ御帰ル返幸なり
ここに遠ノ以テ為付之力国家ヲ安ズル者於
力ヲ率て之出陣中将行新田左中将義貞
帝二御挙義兵速軍攻軍下令之諸国ニ帝都ニ武
[illegible]二不ル中将義貞ヲ恩 勅令旨厳
[illegible]ヲ加陣四方二也 綸旨神祇ノ力能ク回 権還
之清速賊平戈之功也 [illegible]大宰府
行軍以之於大将軍 [illegible] 肥後州宗家将士
[illegible] 悉令陽師ニ [illegible] 可 [illegible]
進化也及ヲ以下各可励 大軍三島ノ [illegible] 絶合
之也
正元元己未年八
延元元丙子より
七十八年前也
延元元
延元元
延元 十二月廿三日
證古本書二
光十九年 [illegible]
一
一 勅書並綸旨四状 [illegible] 源朝臣天
武家盛帖記と偶々 [illegible] 此の諸文有
下大軍之社稷安全甚 [illegible] 此事以須 [illegible]
玉捧 [illegible] 対陣 [illegible] 忽ニ企上洛候去
須新田左中将 [illegible] 延引
先 [illegible] 山 [illegible] 徒田 [illegible]
可通自可遂会戦 [illegible] 旨 [illegible] 人威勇
以毎事可上陣 [illegible]
四月廿二日 頼家
[illegible]
按下総の [illegible] 人 [illegible] の [illegible] べし
桜雲記に延元二年二月 [illegible] 源秀 [illegible]
[illegible] 武 [illegible] 一族と会戦日 [illegible]
[illegible] 門 [illegible]
[illegible] 城と
[illegible] 合戦止 [illegible] 此春と
北畠 [illegible] 太平記に見へ [illegible] 也

右以下三ヶ条之御下知綸旨

一 当家一族并道忠上洛以下
子細尋成敗之状依仰
延元二丁丑
二月廿五日　沙弥宗心奉判
結城上野入道殿　此方ハ二位亜相北畠親房卿也

一 当知行　綸旨可為一族可預地
気色如此悉之
延元二
二月九日　左少将奉判
結城上野入道殿

一 当知行上者任論せし悉可被沙汰之
一 本領ニ付所々可被沙汰之地

天気如此悉之
延元二
二月廿五日　沙弥宗心奉判
結城上野入道殿　此方ハ二位亜相北畠卿也

右所為之の御治依て少々出勢せしにや左少将北畠殿府の合戦に結城
上野介の名乗をうけし年の文書也

一 下総国結城郡　朝祐跡　下野国寒河郡　阿部所
同国中泉庄　三河国高橋庄朝祐跡　可令領知
知行之
延元二年二月十五日　左中将判
結城上野入道殿

一 加之此度重而城中所々合戦抽
忠節之条尤以神妙也

同御書六ニ延元二年二月八日
陸奥出羽検非違使[illegible]
入仕[illegible]ト[illegible]アリ[illegible]
ト合ス

殊以忠節可致之由陸奥大
国司上洛之時申候 殊下知候軍
士可致忠節[illegible]
天気如此 悉之以状

延元二年二月 日 [illegible]

結城上野入道殿

按ニ延元元年二月義良親王任陸奥守[illegible]
[illegible]延元の元の字とかく
[illegible]二の字[illegible]誤写なるへし

上 二 判

陸奥国[illegible]郡内[illegible]時知
跡事[illegible]
早[illegible]国宣[illegible]
執達如件

延元二年二月八日 [illegible]有実 奉

上野入道殿

太平記ニ奥州の国司顕家卿[illegible]又奥州へ
下されける[illegible]
幽閉せられ[illegible]
[illegible]卿[illegible]山の城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]結城上野入道[illegible]
[illegible]
[illegible]十万余騎[illegible]
八月十九日白河の関[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
今川[illegible]

仍て諸卒に向て合戦の事を知らしめ回らへしめれハ白河諸城をの近てよりかハ今度於
滋賀での合戦の手結諸氏の陣をを退散上陸の路をを塞とくをきたりかまたハ
合戦に祈利を失ひよつて思ひの捨をと開きて此時宗広ハ奥へ急て任
元弘中兵なく皆人白氏の旗をとりて都へ攻上り親房と府に退陸し朝不能
尸と王城のちに鯉ハ生きてかきて以て職と余兵なく申なし 北畠顕家
日頃の発て討伐の旗諸卿及び奏して申せしハ顕家は元年のころ奥大軍を記
勤王の力とし奥羽の二州皆恩化を頂くにあづかり○と記ハ元心変せなし
速に親王を奉し出て軍兵を集功有名を兼し百姓の畏服し数
多く年人ての道をかれかりべし奥州の方の御帰と成べしと記たりしとかくも
親王の宣に無量の義にて将軍の用とせんとて一年の間とかくしれど

帝にも其義を記親王を奥州より上り給ひの都を宗広と陸奥守に任じ従
二位を叙し親房を軍兵の奉られしとて又大納言一品親房を門く仍て親王と御
らるべしとく陸奥ハ親の代の今とれハ仍奥かうでしとて院宣を出し親王を立つて暑閑
まて義良親王を頭とし給て宗広を再任奉へ以て奥羽に親房の手ハ常陸の本営の
備へ兵をし宗広奉ひの義良親王の親と相ひ奥州へ下らんとせるに病に逢て
終に卒なり先所に申してのち遺物残あり宗広の孫須賀川の普請ハ

子息親朝父の忠に報のため建武てるとして其年の比新く宗広死せる三年七月十三
従五位下上野介に任じ又今の息の御帰の此年を以て又今の忠義のため建るる
として源氏を翻の威なしし宗広奉ての年比と今しも其勇と云此年ハ
遊行派なれハ此年の主家の地を預偏りし宗広死して帰る府一人の信念帰依
御方に宗広あさ定て後年七年と誌されハ今の事にあらて足在るなり
但親朝を立て後して承らする所にて末代との限なれ親子親朝て供仏施
僧称名讃経して周忌の追て親の首斬て墓前へ向かひて刀を振て逆
手にお還と偶領して年一とし宗広の忠烈の孫なの代とて廣る計と記伝
太平記に此様に記て有ると云へる八重者と誣するなるべし 大日本史に誣説
と去忠烈の姿と写せる八貴べし 建武記に奥州式評定衆冷泉源少将
家房 式部少輔英房 内蔵権頭入道元覚 結城上野入道信快 行珍 参河
前司親脩 山城左衛門尉 顕行 結城道忠 行朝と連子出と道忠若
時に上方へ上り親朝常に奥州の留守し親光ハ太郎と任せし

親朝

始の親光の子 始の名を宗広の子の二の息子なりし初ハ参河守中頃ハ大蔵少輔のち修理
権大夫 親光の子 任て丹国元年○の修理亮に任じ其ち元ハ修理亮のち任ぜらる建武二年○三月参河の事先に云一年と
隆て延元三年ハ大蔵少輔と云ふべし大概を知べし
白河七郎所お元書に見定有。按ずるに延元三年修理亮に任じ此宮に於てに修

職原抄ニ大蔵権大輔相当正五位下修理権大夫相当従五位上ヘ任之或ハ従五位上ヘ任之頗規模也トアレハ親朝此時ニ居ル等トミヘシ

一 興國元年十月廿六日 宣旨 中納言

大蔵権大輔藤原親朝

宜任修理権大夫

蔵人頭右中弁藤原朝臣奉

興国元ハ暦応二己卯年也

一 白河七郎左衛門尉親朝始ハ親房と名乗たる由 [illegible] 須賀川某弟の由 [illegible] 弘和元年十月 [illegible] 延元三年 [illegible]

[illegible]

一 被

綸旨偁

常陸國 [illegible] 佐竹 [illegible]

[illegible]

延元三ハ [illegible]

[illegible] 達之

[illegible] 花押

白川結城出羽 [illegible]

一 陸奥國石川庄河辺八幡宮

神領 [illegible] 門田 [illegible] 郷

今石川郡川辺村ハ古社ニ [illegible] 川辺八幡ト云

右八幡宮ハ [illegible] 建武

今ハ石川郡ノ [illegible]

延元元年丙子

一 二年三月廿一日於結城白河関所令画
稲并自元神領狭山庄内西依并稲
須之旨令備進之状 印文并所料之文
以上之外於今依之目安状等家之所捧
且為社領無料 若干所進之也
早速上中可令付 可為神領之状如件

建武三年三月三日 沙弥光念 判 七郎義光ナルベシ

石川河辺八幡宮
神主太郎四郎殿

陸奥之文八幡村社上院
寺之事之時之守護
案文ニ二八非ズ

一 又白河七郎の家子

按石川系図 結城七郎義光 称光念 又四代以後 七郎義光 有建武三年
石川西坂本の残り 讃光念也 八代光念と年代符合

下野之事被復職事 一段不可叶之旨
陸奥之文此之乱之下知也 御教書之如件

延元元年丙子 三月廿八日 於判

結城大蔵権少輔殿

一 此年武蔵守として本領あまた郡県の内五石河なと 安堵をあたへ 召置る所の外 被成下之 軍勢催促なと
命して許しめらるゝ事の詳なる事の記録之

五石河今安積遠東ニ有
今ニ石川ト云

一 御判 顕家卿花押
御下

為石河凶徒対治 所下遣也 早率一族
可致発向 可致対治 状依仰執達如件

延元二年 十五
正月九日 軍奉行有実 奉

大蔵権少輔殿

一 御判

岩河凶徒対治事 早速可令発向也

家督不叱条之旨任去年五月廿日遂合戦
之由申也 未儀候事可令 沙汰給候也
謹言大将軍御教書如件

延元二年四月廿八日　軍監青実

大館佐渡守殿

○右二通水戸諸家蔵ノ

二

此年於奥州八月道（ママ）ニ候テ奥州ト并立上ニ至（ママ）上リテ相立チ（ママ）ノ二月
在中ハ於朝廷ヘ頼テ書之云

按ニ何志賀実
太平記何字二作ル
正シ元合戦自ナ
記サズ此文書ヲ以テ
太平記ヲ補ニ分ル
證古文書ニ此類某アリ

大将軍御所ニ
合戦事無相違御所ニ被
従何志賀門對治トシテ
立野ヲ於是ヨリ御国中
静謐候之状如件

暦応元戊寅

延元之　何ノ文名（ママ）

第

大館補佐

按ニ此上二通ノ文書ハ大館補佐ニ用レハ此頃ハ既ニ合戦
ナキヲ以テ又何志賀ト太平記ニ何字ヲ作ル太平記ニ合戦
ノ日ヲ記サズ此文書ヲ以テ太平記ヲ補フニ足ル

又当方ガ力ヲ頼ミ文書ニ府ノ記ハ考フルニ在ルニ家ノ
何ニテモ足ルベキ故詳カニス

考フルニ此ノ世ニ於テ此ノ事ヲ知ル人少ナク
トシテ以テ未ダ知ラシメズ

未ノ此道ニ又中山對治ヘ遣シ 此卿ハ又福東
事ヲ今ニ於テ仰セ付ケ此事ヲ以テ對治ス
擬着ノ人ノ事ヲ聞クニ之ヲ惣ノ事ヲ以テスル
ヨリ出ル事ヲ尚ニ仰セテ之ニ於テ對治レ
此卿ノ下ニ於テ此ヲ以テ又奥州ノ事ヲ以テ
在ルニ於テ此ヲ以テ福東ニ於テ對治セ
是ハ依上ニ於テ此ヲ以テ何ノ由ヲ
此ノ事ニ於テ此卿ニ於テ此ノ事ヲ以テ

鬼角無之

に申ることもなく御沙汰候へし

十一月二日　在判

大高伊予権守殿

按ニ此ハ武蔵守か放?対治せられし頃也、那須ハ那須郡、那須肥前守、
資房ハ近江の御家人也、故ニ此御書ノ趣よりて小田の事ハ判者として
白河ニ上リ又出る事有り、石川ハ那須と並ひ、那須ハ従上下常陸へ出つ、其時
奥州の路を塞くに先立て也

一

関城書裏書ニ興国元年　北朝の暦応三年也、此冬親房卿常陸国へ下向
城々を先ニハ延元三年九月、顕信卿奥州の大軍将相と失ひ、陸繊なりしかは
北畠親房卿ハ常陸の小田治久か許ニ　治久常陸ニ志ありて和らくも作
守護?武士と卿ヲ南朝へ帰順せしむ、所領?を与へ白河へ来り結城と後援を
求むる

一

按ニ記ニ興国元年ハ南朝紀伝ニハ興国五年のことにて石岩さ?の御入京并
謀て白河結城親朝ニ与ふる事卿の武家へ属せず、則類?候て又小山家を
としむ、通数ニ書ニ云ふ事を促ましむ、小山家を二通の御書の白河より起る

二

奥州所々城郭退治事、条々方
下向軍忠ことにて悦思召候、早抽
殊功之由頗可感思召之、尤御感
之状如件

康永元年四月十七日　在判〔足利尊氏〕

結城大蔵権少輔殿　　在判ハ尊氏卿花押なしの証
證古文書ニ此宛名ナシ

康永元壬午年也

二

知行地注文ハ證古文書ノ卯ニ存ス

奥州所々城郭退治事、依忠節ヲ被並一揆
出羽国事、早速参御方致軍忠、建武二年以来
知行所領之事、不可有相違之状如件

康永二年癸未二月廿五日　在判

結城大蔵権少輔殿
親房卿ノ御判ナリ
宇都宮氏綱等ハ建武二年ヨリ足利方ニ属シテ戦ヒシ故ニ此判ハ尊氏卿ノ判明ナリ

南朝紀伝ニ七月十二日二品宮刑部卿左衛門佐ニ仰テ白河親朝ヲ修理権大夫ニ任トアリ

此年南朝の沙汰ハ深く害へ武家の威八月ことに盛なりされハ親朝ハ父の遺訓
をも背きて武家へ心を通しより常陸の小田も言師を以て降参し、宗?も
親房卿ハ関の城と介する地なる処へ陥り常陸守?を許と宇都宮し吉野を遂て援兵を親朝に
求むれとも同の兄弟人々と威せむ、然援兵出の親房卿斯と知られて尤親朝ハ
軍兵少きを以て難しと辞して親房卿又宗?を以て信を求め援ある

然上は先々のことく親朝を始として被仰諸事武蔵入道（屋形ヲ云）白河事は武蔵入道へ
降参之後石塔義房（加賀の守）大将として奥州の事をまかせらるゝ由候

一　たゝ御方へ参り候白河一所にて出陣
とりわけ本領当知行之地不可有相違之由
[illegible]三郎左衛門尉に相触られ可被成之
旨被仰下候也仍執達如件
康永二年（癸未）六月二日　沙弥　在判（或人云石堂義房ナルヘシ）
修理権大夫殿

（南朝興国四年ニアタル）

一　白河より武蔵入道へ贈て結城家の文書
結城大蔵少輔（親朝）同修理亮（顕朝）武蔵権守等状等
事書如此早々此旨可被申状書
了承候状如件
康永二年（癸未）四月廿日
沙弥　判（石堂義房ナルヘシ）
[illegible]殿

（親朝ヲ修理大夫ト注セシハ事ニ依テ之ヲ記シタルナルヘシ少輔タリ陸奥守顕家ハ親朝ノ猶子顕朝之武州入道ハ不詳到底今モ三アル事少輔英房ノ事歟）

白河武蔵入道へ届られし同く白河家に有る文書の写今も正川家中奥州の探題
白山某同國氏右京大夫貞家か文書白河七郎所持

（多様ハ白山右衛門等自ラ居ルナルヘシ）

一　奥州郡々検断奉行事任先例可有
有其沙汰但於本検断者可返付
之状如件
貞和二年（丙戌）六月廿七日　右京大夫　花押（白山国氏ハ右京大夫ト云　奥州ノ探題）
結城大蔵少輔殿

一　陸奥國白河庄岩瀬郡此外依検断事
三郎左衛門尉之所可為奉行
之状如件
貞和二年（丙戌）七月十二日　右京大夫　花押（奥州管領右京大夫貞家）
結城大蔵少輔殿（諸古文書ニ此宛名ナシ）

一　興国五年関ノ城陥られハ親房卿ハ吉野へ帰り顕信卿ハ宇津峯親王と
相謀り出羽の田村行連等守奉る（此ハ白河も仰られし一條陸奥の界ニ傾る）

一 太平記文和元年の所ニ和平小峯朝常の合戦ニ事始リ石塔ニ宗茂
中ニ也ハ是ハ被宗人とハ乃ニ宗同ニ白河結城伊豫守ト云ハ顕朝成へし
顕朝 親朝ノ嫡子ニ七郎ト云白河氏所系図ニハ大膳大夫ト云白河七郎
系図ニハ左ニ表村院家ノ所領ニ叙位ス摂津守ハ太宰大弐ト任ス顕朝
ヲ云ヘ朝常朝胤ト云子孫ヲ系図ニ出テ親朝ノ後也此ハ当方ニ人
南朝ニ与シ此時モ伊豫ヲ称ス白河七郎ト云

久ハ所領朝常
朝胤ニ

二
依下野国所々依所望
定所ヲ掃部方事 係
領足宮仕御下知ノ人 本共
成同心忠ニ称当国事
被下ケ所役ヲ可云
次第忠ノ奉公ノ労功者以上ニ
筆ノ名字ヤ当ノ所領
之處可有御心得ナ可渡
ヘリ如何
天気如此

十二月七日 掃部助時賦 花押
白河七郎兵衛尉殿 顕朝ノ子形部丞ニ

七郎ニテ左ニ木村
故ニ七郎ト書付云

一 奥州通鑑正平十二年春夏の際奥州の宮方白川ニテ国司ニ反ス家ニ
白河結城顕朝及ヒ南部氏伊賀氏 伊賀ハ宗氏ニ武部入道ノ
岩田霊山田村守津等ヲ挙テ南朝ノ
宮方ヲ称シテ奥州大半武家ノ有ト成

北朝ノ記
応元年ニ

一 正平廿年八月宗氏ニ惠源 道義ト云此ハ和田ニ宮方ヲ付上
方ニテ白川国清ニ従ヒ宮方ト誅セラル国テ南部ヲ以テ南朝ニ降参
此ヲ其ノ国テ奥州ニテ白川ニ国ニテ国氏ハ南方ニ屬ス岩切の城ヘ
籠リ吉良氏ト宣旨ノ合戦ヲ白河ハ始メ石塔ノ寄ラレハ兵ノ家ノ
文書有白河七郎兵衛尉

○此年師直師泰誅セラル二月事ニ
岩切ハ今ニ宮城郡の岩切村ニ城址
アリ是ニテ又ニ和田ニ城ヲ今モ
霧ケ城ト云ト也白山ハ其後
其ノ辺ニ城居シ故ニ右ノ
ナラハ事実ニ合ヘ又岩城ノ
内ニ岩切ト云所アリ白河
郡ニ岩切川ニ岩崖切キ石ト云
城跡アリ何レニヤ

一 右兵衛佐ニ任 以師直師泰弟以下可誅伐
事ニ當ニ速ニ依一族ヲ催シ於白河関 ツキ 致し
一族ヲ固ニ為封候ヘ者 近辺可ニ発向ス
之状如件

観応弐年辛卯二月十六日 右馬頭 花押

結城七郎左衛門尉　上書もやハり如此通し

一　抽抜群之所載しるたの文書ニ所のつけする在へし

凶徒誅伐事早馳参
可被抽軍忠之状如件
暦応元年
延元二年十一月　日　従位（花押）
石川中畠孫四郎殿

中畠今石川郡内村名也

文和元壬辰
至此年

一　桜岡元正平七年二月十二日岩切城と安達郡攻破て白山之国之子息宗之白月十日に属所作之吉良氏大将と合戦所信軍被田村庄宇津峰城へ入ル他之表従之積達古館兵等しこる国之子二本松ニ報て討死と云へ谷へ

一　国大所々正平十年二月奥州国司到着白河家忠為宇津峰城て一方発向同年五月大納言守親二勇を陸奥の出羽ニ依て陸奥ニ在て白河結城氏〈桜岡元白河家より所領ナルへし〉鼓ニ入てし桜岡元ニ白天授五年守親大納言ニ奥州之南山ニ協ル名なる人之ハ奥州ニ南方の禅世ニしてる有之者ニ奥州ニ南山へ協れ名なる人ニてハ

一　於平なし十二年南朝方勝なく結城郡之属セしなる人

一　祖父宗広所領父親朝へ与ニして顕朝ニ接く他其白河氏の就く

〈此の所々不可為証明書也古文書ニ在ると云ふ〉

一　譲与　所領等事

一　陸奥国白河庄南方知行分〈此八ヶ行也〉〈揆津常陸入道跡〉

一　同国同庄北方

一　同国宇多庄

一　同国津軽田舎郡内河辺桜葉郷

一　下総国結城郡

一　下野国中泉庄内〈二所 同国 中泉庄内 下総 此八ヶ所也〉

一　同国寒河郡内知行分郷々

一　出羽国余部内尾青村清河村

一　同国〈狩河〉郷内田在家

一　京都屋地〈此除東洞院〉

一　寒河国渡部郡内

沙田〃　三□□〃　細谷〃　大岩〃
乙見〃　赤柄〃　佐然〃　吉妙〃
岩清〃　牟呂〃　草間〃

右於彼所領等者、副手継證文所譲与孫子
七郎彦三郎也、於向後不可有他妨、仍為譲状如件

延文三年戊戌四月二日　道忠（花押）

一 文書氏今かも判物として此頼朝の所領として全帰る
二 白川所領等頼朝文書（花押）

所領等事、任康永二年二月日
御下文之旨、可令領知之状、依仰執達
如件

観応二年辛卯　月　日

結城[illegible]少輔殿

満朝　頼朝の子也、中務系図にハたゞ某村某丸とあり、八板文書に
ハ故不々と云、藤入道大夫某依（九代当主）、康永二年中山大夫丸、奥州（白河）
住人同村広綱清包と称し、此田方宗の子目某等謀叛ある者（顕家）に与して従者
刑部少輔（里見基）、白河辺（井出）ならる藤原氏（氏満某）元年十二月同某
等を率し、二月七九日手にて同二月朔日白河城にて結城所
那須氏に於てそれを（満朝十九才）大将として白河の城に尽く忠（直）節ある
よし、六月十九日白河ととなりしまて（了し）藤原氏某九代北藤原満兼
応永六年七月出羽陸奥巡行のため藤原氏と云て奥州白河（上流）稲
村の所所に逗留しまふ
○鎌倉大草紙巻十一、干戈偃て花咲者一者なく人々媒無為の処に同十月ハ
故中山下野大掾義政か謀子中山若狭守陸政と云者弑逆を企て近衛新殿様
と称し、まして御辺の如く八大下野大掾義政僻し、康暦二年の頃より去年歸
のころ方にて下野之方の村基綱と矛盾に及して合戦数度に及り、宇津宮之邊
に戦ありて数ヶ所にて討れしかハ、平頼綱篠原の夢死たる氏満将軍ハ此事を征伐
て、あまり数有之故ハ、倶に政所にて沙汰所裁の処て那須や義政が子と化
基綱と討のゆへ之小山氏御方へくさき根絶して降とて、枝葉に上杉安房守憲方
と木戸をして、大将として命被下しかハ、義政て通る所なく陸謝罪して出陣（赤貝）
自害し、左てゆり此所に居る悪政あせられハたまく陣ふ所の氏族を借にた

一所懸命の心計を秘しおかれて不思あなかりしに果して月日の送りゆくニ三年にて成長り
庶子壽丸とて彼三礼の御ハ未だ幼く襁褓の中にありて乳母らと伴ひ
抱附して奥州に逃れし少の好に田村刑部忠則乳母と共に入へと形て生そだちて
急角に寄り縁て成長しけれハ今も中ハ已に河野立三の齢にてや成人しと質沈
勇果敢にして力量人に勝れたる器量物なりてハ[illegible]の先々十二の年名字を
德望三人と詞ふるめ元服して中山[illegible]とて名乗なる弓矢の長阪に従ひ
むしろ元祖の井伊[illegible]と云ふ所向に東西にハ名高中山にして上総と太名あらく公家
にも武威をふるひ元きる者と[illegible]郎党として[illegible]ことしそれ靈祖田
不思議大人香々として八戊年の古ハ去る年戦ニ利門を討て[illegible]の軍に補せ
られて縁からも無事にて今ハ東八ケ国の在氏名人ハ彼苗裔ニ兆とこるなかりけれ
ともそ中にも中山ハ将家にて[illegible]代々武家の[illegible]時節至り氏族も
未さ可く世に出ざるにて[illegible]をきめ之翔とて鶏才ハ命惜しくて
忠孝ハ何段下はて継位で此様悦をして葬序にハ家代の在所をも返さ[illegible]
まへんハ陣公望とおもふにけれ其ても討ていてさせんハ名ハ後代に名をし先祖の名にハ
本領にてしかありしめて忌がれハ兼ねての心の中ニ明白肺肝と云書めの所
称する人ハ上ハ遂げ延遠道堀窮審して[illegible]千里を壮年の時の心の堅き
にて早業ハ及ぶ者なく盧躅すると太刀にて[illegible]操え人の屏風を教ふるよりも跳
まで近山坂をも探るのみならず[illegible]昼夜奥州田村の氏を出て合戦に際会した
りありしを[illegible]名馬黒曾の鞍付おいて又田村の名に偏ニ人家をよそに待ちしと知る
ことなし 間忍ハ顔に装てハ則倹として九宵の庭前に翔り寒ニ退てハ行
忽として寸の草に顕る蜻蛉河海にて国を[illegible]思を恰し行跡に委
奇特の妙とを成して我[illegible]辻風野草尾の類の九ハ小天狗の[illegible]とて
多人と張りしおさし其の所思を[illegible]果して只一日二百り中ニお告
せと云ふてすなかれハ[illegible]の陣営の[illegible]にて[illegible]門心の一躰
也く信仰の篤厚を前として方々の陰士等を従へて[illegible]一條の気色
に天下の大将軍へ[illegible]此陣を立てハ一方に伍して[illegible]を指見て[illegible]鋳人平
下陣ハもうしれし[illegible]ハ又家なる良将も数ハなくして人もて以前
しても訪郎と晩節にして心の中にして不殺なれ郎で世間の[illegible]の世易き
てすら定業の自然時も疾りに打ち之に合ひて君の国として不用なれハ深く包
隠してハーりれとも誠ていふけり蓮華陳出[illegible]ハ概ね上杉の氏族大ニ務
名分さ田村と退隠せらるへしとて結縁中務尚満朝中山おハつ村目山氏の家
ニ[illegible]奥州の戦を[illegible]にて二十余騎を命しれたる[illegible]十月三日の登朝ニ田
村の庄に[illegible]を井囲て迎ひそこと[illegible]ハ入年[illegible]をと
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

出し迯遣し返せと呼はれ共返さに離さるゝことて来て居し　挟揃て
退懸と大勢の敵を薙払ひて四五町の案内を廻して敵を連立て落さし
終る日巳に斜に及びければ兵共疲れ果る物すきを敵と斗弃せる
山くれ雪に疲れ痛ミ兎に[illegible]ことを知ぬ　疲労して兄弟
細ちぞて謀叛扨ひ人ミぞ気を悩し我と兄人共先ハ出背也けれ風の吹也
てくにぞ解しける時に此会井所に走出て金泉の旅姻と云ちら揚る物
本は名を集録家の徒密奉の評しも池田の兵をハ数を世にあれ其すえ
とてにて秋の新田ニ中山ハ打つ村の徒ニ押おる雄鹿と嘆じて上てくる城中にい
為て兄ゐし候ハたりしかハたまく其身の侍なし一ちつ宗閥き救るくして
路鉄のゆくに脱出て都に上て兵庫行けれハ隆政行城ニ留て定て付を向人ある
人を門に元国敵ゆやうし給ふ所に上杉兵乃民窓出せとて忠に仰
天下一統の気ニに出勢しとし勿論[illegible]有て天下の大事ニ
成べし大勢と言て甲も脱と出陣せて八千騎とて彦田十郎兵乃中と帥の奉
行として小山ニ城也兵部須賀卿などを向れけり本田兵衛下毛常陸
奥州の会津ニ七度来藤力合と[illegible]て小山ノ城の東西南北と十里百里ニ四国
一統ニ又一扨白也[illegible]ニ兵を[illegible]ける先陣の保叛と兄をる
え矢千の計略[illegible]上ニ兼て先ニ組ける兵と云ハ親しき府有故世の徒若山
所と[illegible]山ニ陣塩を兼て自殿構と合戦事死生ニ今来の旅先
くしかハ終の岩と云て城を落さるへき[illegible]中し兄弟ニ共て速て落
也ば敵の陣ニ扨待して行くの行と兄謀を廻して毎夜一二千ニ井落す
此もろく[illegible]或ハ武具ハ[illegible]る事と大勢にて遣し扨と[illegible]両目と失ふ
人のしらざれハ詳て八旗今ニ四ノ十万ぞんるずに至そ[illegible]大城と攻へきらざ
閣て帝四万二十余ケ所に向陣と兼く此城の降と堂城郡と極都て笠城
のとくにして空く五十余日をそ[illegible]ける上杉方乃北村中将中にて約合事
迷なき人くの旅也あ敵たる[illegible]ゆらぬ時は帰ヨ足へき兵法軍と一命ニ
して十方ゆ[illegible]合せ所ニ攻入城と旅立る給な[illegible]出陣矢竹に而と云へる
所勝に多勢ニ[illegible]やと大ニ割て下知[illegible]ける[illegible]ハ数万の兵共兼合て
評定ゆる八雑兵の城ニ攻そり命兼て去の多け候軍延引して旅事
の様路の遠ハ兵合の所領ゆ取れ従軍も人民の補として身と近く[illegible]と
て[illegible]向る[illegible]と枕にして自ら備家ハ[illegible]ん人ハ[illegible]て[illegible]
今[illegible]ハ一定[illegible]ハ[illegible]合勢と国を定て十二月廿七日の発明ニ従軍一門ニ
加川ま連てそ上てられる城の大ね悉[illegible]ニ遣ニ敵の[illegible]候[illegible]
中[illegible]合と八[illegible]もの[illegible]こ形て[illegible]城[illegible]大勢に攻[illegible]
兄[illegible]叶[illegible]敵ニ城と落されて大死せん[illegible]ハ[illegible]やく[illegible]に[illegible]
[illegible]一方井破て退[illegible]て兄従て[illegible]敵[illegible]ニ[illegible]青[illegible]
[illegible]の[illegible]合[illegible]の上に[illegible]の色[illegible]卷ニ額[illegible]
まて[illegible]と[illegible]十三頭の大三上の[illegible]と[illegible]の[illegible]以我物作の
太刀に一[illegible]の[illegible]の[illegible]と右の[illegible]前の
[illegible]書[illegible]大[illegible]と[illegible]上た[illegible]七四[illegible]の[illegible]
中山[illegible]ニ[illegible]
とくに[illegible]井[illegible]敵[illegible]先[illegible]
此[illegible]千[illegible]十方[illegible]大勢に[illegible]

八方を薙て廻りけるに形貌辰巳の卯と摩て拂室の山を崩す如くなれは
然れとも秋津しと逃て切出しける方寸の軍卒忽ち散乱して
一引の足をとゝむる所もなくて安田四郎義範中山宗常より右往の下
に轟き候の能く程よりと寄て散て直ちに怒りを起して追と要むと
つて近さんにたゝく組め敵は恐くも遠く見ゆる但馬郎等秋の山を麻
りしてよるを未とゝて討捕やしてけれは其方を落て追ひて合ち
斬殺すよりれ四隊に雲を立て勇を振て敵を中に挟み只切て柱
せんとする所に新て走りを出して見れは大か敵に向て逃さる所は迅速
の空を見て駒の蹄を刈りて竹を揉へ蹄と立て八葉を打そ又先にて
飛ぶを所るお程に討て数を以て集りてれは捕して手合を借と
摩芥に比一同に当りし敵を切て落すしてる中に方両疾動かさ
るゝ気象ありて七十余騎を先と拱き砕易して
ちゝ為中に之を討へ武井作りて射く右衛門をなびけたる者を激し陽て
圍しく実に井合共遂組て落て首を攫はれて敵も僅に互にて入れ
はよ踏負きてといふ人々井伝寺うめ行れと志武は徒弥と強
写なしくそも身は八方をし合と武の性をも猶も射のかたの人は討れ
残る三百人の者共は或は手負或は方々井折入て已に来等れ力尽き而も敵
同余る大勢なれは何れの軍を守へきは迚もかなはしとそ
討死せんとて三百人の者とも皆一同に雲霞の敵に乗る一文字に追なひけ
入れて近寄て向敵と井合せ横合へと散々に戦ひしかとも隆政
一人は未た死せて疵のみ受けたし元来膽の直ぐなる者なれは少しも臆せて何となく
死れ其人の余は理にて猪突て言せし近へき討手の打手をも八路の者隊
として行かて独言して仲の合せて棒を振揉大勢の中へ八方を伐ち
残れたる上八方へ犇て有と八度へ分入て討死せんとしける
しうちにも討候ふ事へも在なれは左り給る者とは死出の旅に甚陣て通し
事しとはつて大石兵衛計り申て過て教授せん推へ威風事の
祭りしてあしらひ乗て中山をする大力なれは祇の八方を要めへき大勢風
と手を握てそ通りし者共をは何方別のあとをも世を都に至る武者兵
てしにはまでに何かへ遁へき只心せく勇用さて終を寄て討捕して徒を勇
とゆって追手を為る兎角に竟日の合戦に疲れしと八方にても未た渡り遠く見よ
抜く人のるなかりける敵畔をあて川とまて防しかとも是れは兎角印は大膳兵
なりし直に三方の湟川と八やかなくして亡び都て楊柳代別所大石を追
ひ取と塞ぬとして去りくと逃と振返りて南りけるを数千の兵
とも主を抑留と切り行先をも逃さ命にし彼は那辺と池田て総
しけるときに雲を廓て捲返て蝶ちるの如くして行方知れす失ける

の地へ押入所々の七者忽敦世世勲勲と云者の婿ニ拵成一生と云者多くるたし
外ゟ語上ル秋の昔へ知し實も然も誰之家ニ難有く今ニ
至るまて此あたりを（以下略）

○蘆名九代記ニ曰犬若丸奥州白河田村庄ノ内則義ハ一旗を上ケ余勢七万人従
へしたかへて打越て乱入所務を致と添て其後ニ田村甲斐〔守〕
詩人俊並十八歳の時至徳二年（丙寅）六月ニ白河と打立小山の城ニ入とある

○続太平記巻十六曰
東八ケ国大名十三人
連判之内下総国
結城弾正忠同中務
相模守兼満朝

一、会津塔寺日記ニ曰応永十八年十月十七日中山右衛門佐陸奥ニて蘆名上杉右
衛門佐氏憲の下知としで者四郎中山新九郎結城中務少輔満朝也
此様ニて政連守卿之家ニ二万余騎ニて攻戦

結城満朝ハ先年の訴訟ニ依て下総の結城ニ御一族と成也

一 蘆名大夫盛氏応永廿三年持氏と上杉禅秀と合戦の時禅秀方へ数萬
陸奥ニハ猪苗代と称ける廿三名盛久（系図ニ云小高盛久応永之年中の事實ハ盛信之弟也）白河
結城石川南部葛西海道老部の者共皆同心して蘆名九代記ニ曰乱
持氏方に結城弾正少弼之禅秀方に白河結城之弾正少弼ハ氏朝而や
白河結城とハ満朝之父子右方へ分れ戦ハ不審之応永の末ニ一旦
兵部少輔と持氏と應永九年ニ和睦の事ありし二年前ニて和睦なり
兵部の名すらりや件之白河の差にて

退之と逃候ニ付而公
猶向後別ニ無其儀成
一段也

六月八日 （花押）

義持公花押也

白河七郎殿人々

今度於城中属無事
随分之如忠節之由目出候
白河参河守并次郎
之被成御判候

卯月八日　道欽（花押）

白河七郎殿

此方候悦存候
抑一疋並之千疋進上
此方太刀一振　国宗
進之候、追而可申候
芳賀参か

六月十六日　道欽（花押）

白河入道殿

右朝通題ニ道観一作欽上有
同附録満元應永九年任
管領武衛日記應永廿八年
細川満元入道道観管
領職上表納之

譲与　所領等事

一 陸奥国白河庄南方知行分々
一 同国同庄　掃部等母分除
一 同国高野郷
一 同国石川庄内　郷々村々
一 同国宇多庄
一 同国津軽田舎郡内河辺桜葉郷
一 下総国結城郡
一 下野国中泉庄内　同　二階堂下野入道跡　下総入道跡
一 同国□河郡内知行分郷々
一 出羽国余部内　尾青村　清河村
一 同国狩河郷内田在家

一　京都屋地　四條東洞院

一　参河国渥美郡内
本田々　高足々　細谷々　大岩々　吉田々
高橋々　保美々　吉胡々　岩崎々　牟呂々
草間々

右於所々所領等者相副手継證文所譲与千代寿丸也
不可有他妨為後日譲状如件
応安二年（己酉）六月十九日　頼朝（花押）

氏朝　満朝ノ子也　治部少輔　道号義秀　系図ニ普光院殿将軍義持ノ
後日撰仕書ノ構想ヘ系図ニ之系図ニ屋地ヲ納ム文書仮名白河家記

大炊御門万里小路　東西横丈南北二十丈　屋地
早任去十日御教書同月十
日沙汰付草之由下知付
白河源治部少輔氏朝代沙汰付之状如件
永享十一年（己未）十月十六日　為兼在判（花押）
民部御教書在之

白河結城家ノ説ニ
當初大昭寺
家ノ定府
花ヲと云

譲与所領等事
一　陸奥国白河庄南方知行分
一　同国同庄　摂津前司入道跡
一　同国高野郷
一　同国石川庄内　郷々村々
一　同国宇多庄
一　同国津軽田舎郡内　河辺桜葉郷
一　下総国結城郷
一　下野国中泉庄内　同　二階堂下野入道跡　下総守跡
一　同国東河郡内知行分　郷々

一 出羽国狩河郷内田畠在家
一 同国篠郷内 尾青村 清河村
一 京都屋地 四条東洞院
一 参河国渥美郡内
　牛田々 高足々 細谷々 大岩々

右於彼所領等者、為義刻手継證文所讓与
氏朝也、無有他妨、仍為後證讓状如件

応永二年[illegible]十月廿二日　満朝（花押）

按、氏朝依上を領せし事、依上郷ハ[illegible]佐竹[illegible]観
文書[illegible]結城[illegible]讓[illegible]結城
[illegible]同時に中務少輔氏朝ありて、按氏朝ハ[illegible]安王春王と[illegible]
永享十二年○[illegible]結城[illegible]討死[illegible]同名
且領地[illegible]
安王春王を守[illegible]結城氏朝[illegible]言
じき臣[illegible]氏朝の文書所[illegible]
永享十二年○[illegible]書なし[illegible]
[illegible]又臣とも二人[illegible]二人[illegible]氏朝の子
成朝と云、白河にて氏朝の次を[illegible]
理[illegible]任じ結城[illegible]氏朝[illegible]加[illegible]氏朝[illegible]
[illegible]氏朝ハ[illegible]氏朝ハ[illegible]下総
結城[illegible]成朝[illegible]氏朝の
[illegible]白河を領せし[illegible]二人[illegible]結城中務少輔ハ
[illegible]所領[illegible]氏朝[illegible]所[illegible]応永二年○[illegible]
中務少輔[illegible]白河の氏朝ハ[illegible]又満朝ハ中務少輔[illegible]諸
書[illegible]中務少輔氏朝と云[illegible]結城[illegible]
[illegible]九代[illegible]氏朝と七郎と[illegible]九代[illegible]七郎の[illegible]結城中
務少輔[illegible]白河の[illegible]中務少輔満朝と書せしと
[illegible]讓状の[illegible]氏朝ハ白河郡[illegible]南方
のこ[illegible]
[illegible]郷の人[illegible]永享十二年[illegible]
[illegible]満朝[illegible]春王丸安王丸[illegible]○結城満朝

嫡流依満朝子氏朝久朝父子三人討死ニ之故直朝直兆と同く
氏朝を白河結城とし

直朝 氏朝の流く石川海老関川寺村と云今の関川寺の開基く永享
四年修理大夫ニ任して 白河氏の家く

上卿 三條大納言

永享四年壬子五月二日 宣旨

藤原直朝

宜任修理大夫

蔵人頭右大辨兼長門権守藤原忠長奉

義政公花押

群書類従職事補任云
右中弁正五位下藤忠長
正長元年七月廿八日
補蔵人頭同年廿五
任右中弁

一 陸奥守氏朝依将軍義教公之命なりし故上杉憲實及ひ諸将を
率ひ永享十二年義教公 奏して持氏朝臣を討せらる綸書ニ朝
直綸ニ云去日従三位持氏累年積悪今遂天誅ニ関左武士等随従
憲實不日可令誅伐持氏也と有之附の御教書ニ白河氏ニ被下之

持氏對治事不日致
忠節者可抽賞之状如件
十一月二日

白河修理大夫殿

冨永氏云判
義満義教
両公草書義
字是ハ義教
公判なり

一 右綸旨御教書嘉吉元年四月結城落城ノ後也 将軍義教公ニ書を賜て修理大夫
持宗白河結城修理大夫直朝ニ被仰白山七郎并ニ草名ニ従守の軍を期し急ぎて
出さるゝ状書文同年十月御教書と奥州相州ニ書し結城松寺ニ被仰
白山七郎併ニ持宗小峯下野守信夫族石川族等出軍の晩を破ニ
持氏ハ結城の軍ニ小峯ハ白河の家ニ至る諸士之へ之れを定なりけれは
小峯ハ始末を知る故其の家として参国ニ婦底として小峯ニも其を語なるへし
可申白河石川ニ私の合戦ありて斯出軍延引せしめ猶て催促ありしにや石川家
所蔵く

然白河ニ於て合戦ニ相違上意ニ小峯ニ実ニ当時ニ
陣ニ罷出陣ニ小峯ニ及ニ仕出て之ニ執ニ確執

凶徒退治不経日数令参陣可致
忠節之旨依仰執達如件

七月廿一日　持之

細川持之 永享六年ヨリ管領タリ

石川一族中

就今度白河弾正少弼事先度雖仰遣
候猶以相催那須以下可被発向
白河若有不応上意之輩者
可被加誅罰之由被仰出候
然者不日可令参陣忠節
石川一族中

七月二日　持之

石川中務少輔殿

一、足利成氏朝臣ハ鎌倉殿ト称シ享徳三年持氏ノ遺恨ヲ挟テ上杉管領
憲忠ヲ誅殺ス是ヨリ両上杉ト合戦シ後ニ成氏ハ下総
古河ニ居住シテ古河公方ト称ス上杉ハ京都ノ命ヲ受テ
討伐セシム仍テ京都ヨリ管領ノ下知アリ其時石川氏モ
味方トシテ京都ノ下知ヲ受ル事度々ナリ委シク記セス
京ノ管領ノ状ハ数多アレトモ今其ノ分ヲ載ス
管領ノ状ニ上テアリシ下知ノ状ヲ載テ此ニ記ス
又ハ略シテ記ス下ニ列ス

今度成氏朝臣以下不日可成敗
之由被仰下候急速馳参可抽
忠節之旨被仰出候
之由可令下知給
同心可被致戦功也

四月廿八日

義政公花押

白河修理大夫殿

宇都宮下野守父子ニ兄弟之事可申合候、就中近日可令下向候、就夫奥郡方へ以使者申候、此旨可被得其意候、兼又委細申候、恐々謹言

七月十七日　（花押）　持之

白河修理大夫殿

一

陸奥国東白川郡上四隣間東類四町之在所事、早任当知行旨、白河修理大夫直朝領掌不可有相違之状如件

長禄二年戊寅十一月六日

（花押）

一

那須越後守可被相談候、去年九月廿六日出羽方殿下向候、悦承候、仍其辺之事、奥郡へ一所可令下向之旨、伊達ニ候之処延引候、此子細具以使者被申候、大手式部少輔へも被申候、可然候、当年御同心被申候者、可為目出候、目出度恐々謹言

七月十六日　上杉兵部少輔

（花押）

謹上　白河殿

古河殿ノ此時成ベシ
左京大夫ヲ通賀ト云
寺町ナルベシ

按大手トハ諸家並御出馬之時南の方ヨリ攻寄ル時ヲ大手ト云、奥州ハ按テ討之攔ナルベシ、古文書ニ大手定メテ見ル者ベシ

右此文ハ下野国那須郡所領之事、宇都宮等ノ書下ヲ以テ伊達大膳大夫入道ノ時ニ奥州ヨリ上杉具ニ可申之事ニ候テ之方、書面ニ付巨細尚事、寺町ヲ以テ被申候

十一月九日　晴之（花押）

白河修理大夫殿

其方事、篇而致出陣、以進退、可有國之衆

何不義祝候、其上、剣ト於文筆調五ヶ所、任判形

事、両年方之名代、自然、五ヶ所ノ[illegible]新中三郎

名代ニ[illegible]、雖然、一通之證文無之、[illegible]

了、当面同[illegible]、如不[illegible]上、[illegible]代不違

事、為[illegible]、地頭領知、[illegible]巨細

小納[illegible]外、[illegible]

四月[illegible]日　晴之　花押

白河修理大夫殿

此後、京ゟ新通し、當方白川殿へ、良西堂と云僧を以、下向候、

成氏ハ新通と號する、成氏ハ此時、除之事、要なるを云々、余ハ池古文書

以前之文言、從京都如此、心中无別条

成氏ト上ヘトモ、[illegible]

國政候ト[illegible]、[illegible]

成氏勇[illegible]、[illegible]御軍功[illegible]

九月廿三日

白河修理大夫殿

（花押）

成氏花押

御下知之文又成氏ト公方ト申事、一所之文書と那須家蔵也

宗都文[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月十九日

那須大輔殿

（花押）

成氏花押

譲る大半紙ニ成氏中栗の城を攻落せハ上杉方ハ悉敗軍して武州へ落行ぬる
処に京都の御旗を以千葉入道常胤入道中務丞了心家
都又下野守等綱岩河兵部少輔ニ諸兵部少輔等上杉と一味し所々ニ於
記之処中務丞等綱ハ去九郎太の頃中栗逆心の時一味同心し逆乱を企候旨ニ
討取し右等も岩綱ヶ子なりしか此頃を家督を許し候て今度
京方ニ数度忠節の旨候て成氏他の敵を指置を以て自身押寄攻
落れ至難義して芳賀伊賀守紀清古河の在城率し政業ヶ帰る所
那須等綱ハ山田持政ヶ籠城なれハ其を我か手勢之の旨と訴へしくて成氏へ
降参ニ及ひ等綱上八陪臣の役なく籠城仕へき由仰あつかれハ出家を今降参
不叶候と云し城を出合とも奥州白河へ落行しとなり又那須越後守
殿ニ

去月廿日於中郡之文子取勝白河出陣先陣候
二十九日注進到来ニ旨を了合戦軍中一身忠節
不可忘候先陣並那須越後守依武州
被送進ニ上氏兵候ておゐ上て相待可也
副将被次去月廿日於上州合戦悉く属平候
数討取候之由殊ニ忠節之段感悦候

う月廿八日

那須越後守殿

成氏花押

一 長禄元年四月七日長禄二年仙道の住人岩城中於諸と白河の兵ニ石蔵岡得
田高山の城を攻葉昌の兵ハ依田高城主一ハ加賀守しよりし岩内ハ負人数四十二人
白河の兵ハ三十七人討死を
一 今津旧事新考寛正二年八月七日於葛尾右近盛之依宇都宮殿への彼を
攻大九日白河しも小峯方より来て和議を謀より於葛尾退治る二十一年
葉名方より松本右近充ヶ館稲川村の芳賀入道ヶ館を松本統殿大勢之攻る
白河小峯の加勢なく相図して二所ともに攻落さる
一 長禄三年己卯月於鎌倉政云の内政智来り向ニ宗景寺ニ到り伊豆北条堀越御
堀越御所ニ於て政知書方て古河殿へ越後を陸奥出羽ヶ至九日宜奉
政智以戚成氏若循縁後勘ニ罪過を之付月ヶ到来せし文書
二や仙道白河氏家ニ
写右京大夫殿ニ京都より連状中
如定日出して付けらゝ下り地ニ限し大都し

余山
南山用意ニ有り

古押譜ニ貞親花押如此
貞親従四位上伊勢守貞国ノ子ナリ

也々御申候へく候

四月廿日　伊勢守貞親（花押）

謹上　白河殿御宿所

去二月十日御状今月十五日到来、豆州御名代之事
抑今度御国御名代〔…〕
御申此方御者〔…〕候
〔…〕十一日　左衛門尉数久（花押）

謹上　白河殿御宿所

一　会津旧事雑考ニ文明二年会津修理白河ヘ会候の由ハ詳ならされ共、成氏ヘ援兵の事を計る為なるへし、且有檞村松林寺ニ文正二年十二月十日の寄附状有
按ニ那須記ニ子二資宗十代孫刑部大輔資氏、寛永十五年ニ〔…〕資之
隆合持氏小山所ニ神に男女五人有、嫡子〔…〕
二男刑部大輔資茂、三男ハ沢村五郎資重、次ハ女子、南山殿、次ハ白河殿〔…〕有
此氏朝有朝等の代より〔…〕

一　義綱の代より永禄の頃佐竹〔…〕谷郷・狐川・連川等と此辺芦名と戦ひ佐竹と
結手し岩城と伏させ〔…〕、白河関川寺と
此人の開基也

政朝　義綱に次て白河と称す、〔…〕永正七年八月十日〔…〕
白河系図政朝譜中ニ永正七年八月十日〔…〕
政朝は後名を〔…〕永と云ハ
此人甚た文雅を好む〔…〕
同〔…〕の西の房にて勧の〔…〕
西方〔…〕文明十三年三月十五日白河〔…〕の〔…〕一日ニ一万句の連哥
と云行し〔…〕

小峯弾正少弼座

世の中の〔…〕
かくハ〔…〕一本の〔…〕
〔…〕月
〔…〕句ニの〔…〕

政朝
親雅
朝保晴
秀信

紫よさ乃梅も柳も朝綱（つくり）　政房

小笠原河守座

花ならて人の言葉の盛かな　重幸
抑留る帰鳫を渡りてけり花の盛　家舎
花の色風も物たえぬ人錦られ　秀信清
若き花風も吹ぬし花の時　宗盛政
雲ならし行人ある山さくら　常脩

山井右京御座

いつの時日々氷りし人ちの矢　政弼
言の葉や心の花乃盛かな　言次
紅の花は花の色ありけり　朝政衡
山桜は知らぬ香を残されけれ　宗基
霞花茅かりし春の深きかな　政吟

小笠原中務少輔座

花の月ならぬ心もありけるかな　政親
散や花さそふ桜かな　直朝韻
文と枝の物を花るかな　基長
花の色に咲くる民の心かな　長方
花の色の散るかなかな　常光

田川常陸御座

香取良
かをりくる月の香かな　兼朝
風ふきしの声や吹や春の風　政堅
咲花に吹も山かな　宗在
散藤の桜の流れかな　直唯（唯字ナシ）
うれるやさきの花　直顔

新小笠刑部少輔座

花ならて山に雪がなかな　常光（常秀）

松ゆきを座上無花の雨なりけり　直貞
花落て朝よ作かく峯かな　直弘
散花に嵐も白き雲の緑かな　直道遠
散おもは花ハ秋にし乗るらん　朝衡

原　左衛門尉座

幸山の花もむかう川の千里かな　政彦
秋ちりし花峯山松の下蔭かな　義阿
名所にむ花を心に夕紅かな　直通
花咲て匂ふ中の風もかな　頼衡
散る花の影や玉乃水　朝彦

太田和民部少輔座

根そいて浪も花は底乃花　顕彦
一本の花ハ秋汝の浮きかな　基俊
池のつら浮く花の中山かな　衡俊
散積た花をかる里の匂ひかな　直忠
かけの花に日絶ぬ桜かな　聴能

白石治部大輔座

山畢の花の山路乃玉峯　直家
風の方嫌匂ふは花の心かな　道之
雨その名日を隔つる杉かな　言宗
海てう花の色隔つ流の川　節俊
御柳に雪打ちれや花の枝　政光

平山左京亮座

若葉よりよき名に匂ひかな　直重
吹風花を菊山八重の雲かな　言光
月雨に隔る花も雲かな　直盛監
今日ちる花の梢の山路かな　政基

折まぬ花にしらせむ嵐哉　廣光

桜田安藝守座

ちよまてちるはいおしむ山桜　直基

花は風いとひいとふ兼句哉　常衡

散花は墨ちて池の清哉　惟衡

菊まそふ四地知る香風哉　朝益

神も吹香をとめては笛の風　廣重

和知信濃守座

咲そめしまゝある庭や世の宿　直秀

入あひの花の香さそふれ山下風　朝高

霞つゝ花ゆるちるさくら哉　親政

移り行光はほうに花もなし　親行

折花そのかぐ香艶哉　氏高

田代下総守座

花と桜枝さへ山の一本哉　親満

花や根霞の海わかの網　宗韻

月の底て下行こる柳哉　秀光

鶯声の霞かれ春の風　秀盛

薄るなよまさき山路の桜花　宗親

田内出羽守座

徒よう路生植こ色さきぬれ　直衡

なへて世は花の句なり神の春　惟利

春の盛夜に霞の花の香哉　西桂

花の香に廿日あまりの月なれ哉　一阿

清きとしいとふ花なれ霞哉　惟祐

中村掃部座

色香も霞める山の下陰　朝宗

桜戸やはなくるゝをとつる夜の数

四方に噴花こそ雲の上かな

かくしひは花咲縁しは庭の香

霧雨は月もうつろふ桜花

秀勝　詳紅　淦江　雅貞　政高

芳賀越後守座

雨よりも花咲く句にありしかな

桜さく句の素や下げ紐

根に入る花を名残ぞ知る雲かな

雨寒き花やひらりの錦雲

おなじ庵掃ふ庭の柳かな

直高　直重　頼宗　清衡　親宗

鄕　石見守座

雨や先花を霞の錦ありて

祝ひの年で見ぬ花の風かな

手の内にちる花咲かさす家の花

花見しりはまだ見ぬ山桜

月と雲いとはゞ花の風かな

直安　宗光　秀綱　養近　朝衡

芳賀越中守座

花も先はなさけをかけよ春かな

青柳の糸乱れあふ日影かな

散りまるは何か花咲て錦霞

蝶の舞ふ園の春吹風まかせ

春中も只今は花や雪の春

政清　基宗　衡朝　親保　秀遠

斑目信濃守座

世は句に花や言ふ秋の山桜

散る花の句になぐ柳かな

いずれも秋はならぬ庭桜

散る世ぞともしれぬ花もなし

禅喜　秀雅　宗政　直方

云ひとらへて付たし　桜花　朝顔

小峯何雅典薬会遺座

時知るや詠みひろく散るは常　朝顔　朝倫

心あり散桜それは風もなし　朝長

手深くなれは山もしき青かなし　基寿

云ひとらへて花に実とや忘らん　衛家

物まの鶴は云なる桜かな　常高

何れの徒も有らん難由て

月白ありて下に橋して橋

と云出して人の所化ものまた人の女

もの申入の美人紙に詠書出て

とぞ申伝の役へ行とらへて名残は又はぬまける足と何申の句と偽

縁起の白河古実と付るは康永の何申の句に此事を詠朝の句と見るの物は相かれ侍る
に云は白川の奇之と白河氏と云所に云陸奥連寺の宗斎遠宗砥所陸奥
なり康永の四方白川本常の寺、康永四年元る三千六百貴今の城下の寺と通
時安の手に詠とおもてりの道宗砥康永の連句は為何と向ふ云所尾満尾
せしと詠て手の詠る処は云る事と思はれた女

阿武隈の川の橋を詠む歌に云ふるとぞやさは有く

とやられた宗祇は帰るとて今は宗祇と宗祇の歌と云 此宗祇の事と雍州府志の書には加茂
川のほとり川柳 又四国新記に此の道興准后の文明十八年六月の頃詠と出 白河の関は詠ひの柳の事も知るや
と云ふる古の柳は朽果て云跡に植所なきに又苔に埋て朽るれは朽木の柳

石の道に朽木の柳系に植て昔の衣よりとられ

是下の倫得の里黒門より門として 白河の関の代今に此時より白河二所の関をしるし
それで古事よりも山桜咲くうちて心も詞も及ばぬ哲花の院に仕て

ありて宗に陽せよ白河の関とあはれ道人の心ある

ことはよ詠んおもしろきよるに残る白河の関

白河の関は王女の山桜花も雨る院に風の通路

白河の花は事おもしろくて歌の中に何とて礼もまた強して桂くして
花の秋を詠人名所に数寺の中に何とて何とかれは云ふもなる

文字摺は一本松の麓の契とて 若葉の跡ありし

此と云て八つ花と云所へ近附る 故梅の枝と云て二本の梅有りし

今ハ麓の東北一本に来る也 然とも古事は此所に諸説あり

昔ハ本立つ所也 白河古戦記にハ云 あり

御しるし 影も あらん

若葉 代て 一所の昔を よみて 風にもおしく 梅の枝

新てハ 宗也 と云る 此人宗也ハ今の刈名村の住也と云 人の名とも 又の 仙基也て刈田と山名と人不

定と云 古注にも 白石殿 八昔 今の 陸奥の時 奥州の名所とも云

代の名所とも 多く 他家の 代 昔の 中也 しく 真の 田の 川 梅の 若

我身 一の 須賀 一つ 承也て

甘須の文書 石黒派正の文書 八つ花の 云

と 宗也 下白 梅 法印 寺 佳

頼 但馬 梅 今 宗 順 母

今 清 道 須賀 盛 言 為

又 首 近 寺 月 折 節

此 政 今 所 実

甲 之 見 有 用 事 文 之

し 波 と 河 白 河

白 寺 所 承 所 今 と

三月十二日 白石 在

判

会津蘆名事 新古 盛 三年 芦名盛 盛 の間 佐竹 常陸

なる 者 盛 年 松本 宗 門 陸 解 下 盛 佐竹

但 白 走 盛 綱 職 殿 白 氏 宗

東の 名 白 春 秋

正 六 年 文月 十二日 と 定て 八月 十日 甲 国 カツサ

三 田 正 氏 宗 頼 白 中 通

他 の 民 宗 白 政 定 武

花 の 中 長 尾 孫太郎 頼方 政 定

上 なりし

武蔵野の露も限りを見て 秋の風とも白河の関

宗 白 二 梓 須 那須

今 梓 那須 記 一 通 那須の

ミるかやのことし成吉陸と巡れハ日数を尽て往来なりしと云日頃の雨にて狩
顔さし出へくも水ハ陸路にて結川中川など云大河ハ洪水の中と云ハけしからぬ
ことなく佛ゟ世差なし此中湯所ハ遠く流れへしとさらハ立帰りて定る
縁りふ所ゟ道路も見えて

かゝ川越て行すゝまぬ名の那古ろや沈む白河の関

と云人也　宗長宇津の山記ニハ宇都の宮也としるし那須の殿原方有合戦に此中にて
通路を遮り候かゝれハ那須ハ三統貫廿方貫ゝ語りしより共通川宇月女坂
まて宗祇と尚綱と合戦して

聞　きゝのしらすそ伝ふる秋の風吹きまよふくれ白河の関

しらく白かく宗月ありし別村の中なるへし

会津旧事雑考に永正七年九月九日当年氏の内乱に依て岩城の籠出白河の又
従ふ白河氏上那須へ走同五郎ハ会津へ来りこれ当年乃内乱の事詳に知難しと
云し田島村清光寺の位牌にハ政朝ハ永正七年九月十日死と有又弟政五郎
其所あの活城至国ニ永正七年九月十日没落とあり是等に拠れハ政朝の
当時ハ当年ゟ岩城をしりて政朝討れし後て入て家臣以来白河ハ大家に成
疑もあり語まうへくこと永正の頃に衰てまたかし此れなとも傾ゆる
割れしまや此所にも永正年中白河に記有證となるへきハ至国に伝ふる朝脩

永正七年二月廿七日自害して涉七郎顕朝此人ハ永正七年の文書ニ八郎とあり　永正七年四月廿三日
小峰田にあらて討死して小作田村今泉郷に在　二人共白河のおほえて至国にしへて是止り
これを二人限りて此系ハ絶たるにや

白河古事考巻之四

白河　廣瀬典著

結城歴世事實　下

顯頼　政朝の子なり又顯朝とも云ふ右京亮道永長溪と云ふ仙臺白河の系図に政頼左兵衛佑とし

一 那須記に上那須福原城主那須播磨守資親女子三人有て男子なし白河義永の子を其二の女に嫁し家督を讓須加太郎資永と名乗せし其後資親男子を設山田の城（芳賀の東二里に在今も城址と存せり）に移し山田次郎資久と号す金丸肥前守（金丸村黒羽南一里に有）大関美作守を後見とし本家資永には大田原出雲守を先として佐久山芦野伊王野（今芦野の東一里に在）稲沢（芦野の南二里計に在）河田（黒羽北一里余）等出仕せしか資親病死の後ハ今ハとて大田原出雲守同山城守父子を始め悉く服くハ山田次郎に家督を讓らんとて資永へ与ふることてあらさなりし何年資永を亡し次郎を立て位せんと言て終に大田原山城守と大関に語られ大関は兎も角に偏に頼みて山田の城へ寄て何やら云合されけり大田原ハ資永を亡し山田次郎を立んとし大関金丸に云合芦野伊王野稲沢等を語ひ外ハ皆此事を同心して近隣の武士を催しけるに頼まるゝ人々ハ大輪（黒羽ノ北）河田稗田（今も村）梁瀬（黒羽ノ中村）鮎ケ瀬沢村（大田原の西二里計）と稲沢中村の隣武士共を駈

集て敵者五百余騎と成て出ける資永是を見て関十郎も命を捨て出けるは太田
兵衛尉と並ゐて討ける所に味方無勢にて利を失ひ方々へ引しを青紙
又白旗へ混じて加藤と云ん者ありし御城を枕に討死せん面々なきを
白河の房は父義永（父義永ハ永正七年己未卒ス見顛加ナラン）其の由を申ければ其て御辛を府敵と討せ
申と召返へしと云しは奥州へ行ける者訴ありて房へ告と云ければまた房有
会人こには実十郎弟吋境俊音坊宥源旗本房次秀長刈田次郎左衛門秀安
大隈川根岸坊昌範国見沢入左高梨田川太郎左衛門時清石田坂石見守国
隆ゆ始弁千余騎都合二百余人俄の事なれハ城の近辺かく堀切上の山々大木
伐落し蒂川の岸に逆茂木と川端川中に乱杭打せ待かけし頃ハ永
正十一年八月二日蜷田原（蜷田村ハ福島北ニ）陣を取て福島の城の前を通て寄手数万ハ赤白旗
数千流翻し敵者二三万もあるらんと見えて寄手の築きたる小高き所に陣取加勢
成りし見へ哲行旅押よせ共私是を見て敵の形勢見て言申出て寄手入是を見人
人皆けしる一勢ニ馳せ川へ飛と打入る味方若き者は五百余騎ニて取り立て並入
て五十余騎降ぬと致て押て出鳴き叫び攻戦ひ寄手も川を渡し出西を切回る寄手
華ニ付難ふ思る所へ大実見作守一勢に並ひ津田八郎政信杉本小一国友と始
として二十余騎命を惜まず切て入大を敷て攻戦ふ太田兵衛尉も西城折る立家こ
大勢を敷敵途ニ迷ひ東ハ川包て討ん手を寄せしと実十郎も近く見え敵かれ共ハ
皆返討人々之城中へ川かけ川へ返る寄手は人々と也て旗本房次秀長刈田
兵衛秀安を召刈田時清を以て由目の鋼弁掛て引ければ旗下長刀をさげ

新て房はかまへの前へ河田五郎成信太田兵衛尉を先国と名を不惜勇気力尽
果ゆへ一所に死を遂資永継威の提を見て三尺三寸の小長刀と脇に挟み千余騎を
若しゆたゑて敵の兵の左右へ弁囲てかける中に破て入戦ふ大敵遊ける付難く
残兵廿七騎に成ふる資永も跡なて一先城へ引退んとしけれハ敵共又それ後方坊
杉若坊れて返しけ敵五騎切て落す残る勢も返す敵に資永もちりて城へ飛んし
返し言に若共ふ郎等木村甚右ハ杉若坊等の兵を纏めつ杉若坊手村を
示して押首掻切て立上る所を甚兵衛是を見て杉若坊が行所を追ひけ二刀さし弱
る所に首を取て今る日れ夕るれハ城を囲陣を張同じく夜ハ勢で城の要を固め
けれハ城内すて六百日隔守して云を保る資永中にて今夜ハ我宣命ならん明なで
敵陣ニ攻入見ん我心静に自害せん只恨くハ資久を討せたりけりてなま
なくれとも也ハ実十郎取り出す今宵の内野子外山田の城へ忍人次郎兵衛を討貝
余り今宵迄せんを浮ゐ匕と田川太郎左衛門時清と言れし上下八人足早ニ山田の城へ近
寄十郎中にて忍ハ城内へ入かりし八碑を弁て名乗て一方村西の出櫓の侍町と教火
せよと云捨て城へ忍ひ出兵と成れハ田川火を放宗徒の兵皆打出陣し張る
者ハ安きさ兄弟ともあれハ強剛にて討る所へ乳母と見て者資久を抱般
の由伴して行道へ出るを除来しと見られハ十郎押出し近寄見て資久を
抱ゐれく隠る資永是と見て鉄なれ共喜び我依り我か此處ニ逢今宵限
くと思抜せん為を此上の大計とあれハ田川是非不畏て首を弁房を取て
去と叫るれハ言従共人ハ大勢近く切合う川てかれハ八騎ニ成て城へ是へ之とて
城中へ引退腹掻切て伏よれハ実十郎介惜しきも身を自害して失ける

△続武家閑談ニハ永正十三丙子二月七日上下の那須一統し卑とこえ年月実同あり。
白川義永ハ親子の仇なれハ那須と亡へしとし岩城常隆 △岩城家譜ニ岩城ハ
其人の常隆あり可山と号セし常隆ハ永正の頃在ケ其実常隆ハ天正の頃也 続武家
閑談ニ岩城次郎守隆とあり此説是なるへし。と語ひ合せ佐竹右京大夫義舜
那須山田の城ハ △続武家閑談ニ此時の城主ハ那須資房の子民部少輔政資ハ石州外弟あり
須ハ永正十七年八月十六日岩城白河の者共岩下の峰に陣をとる城の東内ゟ掛る
白河ハ岩下の峰をとり城の西ゟ打出る岩城常隆ハ城の南の山稲所なれハ段々
旅へ上りへしとし人夫を集め路を作り攻上る此由を聞て岩城切坂を越え岩城の先陣志
賀大膳亮中島貞弘二百余騎大関大田原金丸作山等の士卒大を数て鉄炮稲
揃ひる所ゟ三方ゟ責る大関芦野伊王野八千余騎にて城を立山田の城の防ぎ込集
城の士卒是を見て味方と思ひ入てしき暦百六十騎ゟ打て出る数多人按合して大手
踐廻り旌旗を示し防指力を以て追払し坂中を追々る山田の沢を鳥山へ引也
也と資房ハ那須資氏に上の人下の人とそらに二手とせしり資永亡しハ資房一人上下の
事と領せり。却説岩城勢山後ニ陣をとり数多の此由を聞て鳥山の大勢ニて包れてハ
叶ふ事成（近き）敵に一戦を忘れて実孫六佐実三郎 △常陸国保内ニ佐竹領とつき三
郎を人成へし保内ハ依上保や白河須永正の頃岩城ニ疑あり常陸家老とき
又申れハ此二人岩城の家軍ニ乃し成へし。須賀沢ハ石川郡の村名石川
の別族大寺の石川氏蓬田の石川共ニ此所ニ居る族にて皆是ゟ所出の家なし。ニ岩城
勢ハ居城山田の城に残し岩城白河の者共九百余騎中川に落 佐竹の家を焼
拂ひ縄釣の基へ打上り人々せハ烏山勢押来り関と唱へ上りれハ味方も同く声ヲ

合せつ樅並を入れて敵を鳥山勢ゟ隙に切入れ山際さしつ川を越て和田ニ岩田
太郎大輔石沢新介流那須近一の強弓なり川路敵して射たれハ着て追
軍兵十六騎射落す白土隠岐守ハ岩田ゟ矢を顔に受て常く成白土か家
大将と討れ之を志賀ゟ伊中ゟ手を一に成へし恵を指して打つ志賀ハ白土討れ
然れ手を代と呼なく兼代との秘しと那須勢の本中ニ近入伽手十文字に切て回
乞れ共人数体方ニ責貫死んて数を知て伊中今日を限と思ひれハ一足も引ぬ鉄
しるを全して疲れ太刀ニ川智見とつき立ヘ二新介流余を知る弓矢
打あしハ兵し番りて矢志賀の由目の所ニ之後へ抜て二人戻ると石沢新五郎
△続武家閑談ニ佐竹流へ入て十六歳とし。走來て首をとれ岩城白河方ハ志賀
白土討れ共とけり川退して元めさし源と資房太鼓を打り攻寄れハ常法寺中
務△相楽の手前ニ常法寺と相楽ハ今那須家の陣屋也し森田村ハ烏山近くに在村名
千本十郎豊種の手ゟ刀兵衛七川池沢主税ゟ原応弥と名乗ても帯川と
共ニ佐良谷の右を馳通て湯津本平して追落る蚊又蔵人大城要ゟ落
栗生久左衛門△那須記の内ニ岩城常陸感伊達に田村方へ攻とあり中地新町の城主
中地庄ゟ村並栗生の城主栗生久左衛門降人と成蚊又大城其城ニ攻落たる枝にて附りし
従ゟ人へ行へし。以下の士卒川返し数ニに戦う孫女ゟ討れたるは遠く居延
東国抜て向ふる湯津井平して討れ首百八十三松川に掛厳に二所ニ集ゟ楽と
篠侍ゟ是を見て今ゟ佐竹ニ佐竹勢公 岩城白河共ニ負れハ山田の城ニハ須釜ゟ大高
佐竹の陣所を打拂ひ居ゟ陣中人を見て大将と資ニ打て出佐竹
三郎篠を塞て討れ大将実孫ゟ共に沢ゟて討る須釜ハ今ハ河原の陣

然して今ハ見るヽ討る伊東ハ尤殿ハ塚ニ葬る伊東孫し今存今に在須釜ニ
稲ニ河原の戸ニ埋む伏と須釜伏と云へ残る武者此野を記して今ニ在ニ初て
鉄炮岩城の陣中に響き天地を動かし先白河辺鉄炮の始也ハ此須賀
岩城常陸ハ当国の戦ニ伴ふ若干討れしと憤りて負陸ニ負て常陸ハ後の常陸の子ニ東ハ
仙道勢ニ一向勢とも爰にて多く討れ須岩城ハ大に乱戦也。と難して一手をふ
白河義永二階堂盛義と須賀川ハ天正元年十月朔日奥州那須(拒)之ニ兼て勝
合うて見れハ小田宇都宮と二階堂と事ニ出て出陣して須賀川上の辰の軍勢七
万余騎岩城白河とて見れハ鳥山の城と宇都宮ハ二階堂勢とお倶し小田
宇都宮とおしてみて上川井出雲守を出城し詞ハ指ゆる岩城白河ハ先へ小田
城(押まへ時の意)と上りて鳥山(那須の陣)先に一騎し及ぞ城ハ大と定ニ
外に常陸殿ハ永門出じて伏出して鳥山(書)して中川を城ハ小田宇都
宮もに先達門寄り出陣して陣し那須の先上川井ニ先伊系て浩之岩城
白河の両所共に見れ共達門日野に初見伊白河出羽
那須ハ二階堂川井の城(押まへ十余日)と攻る城を落し先手人々の陣
許りて今ハ跡ニ止城や深田と埋り門自中して大原ニ攻へ
して下知せられ先達遊民今と賑ふ宜じ待ちて川井出雲
大将の命(出)ニ攻り一門と攻ん有ると気色見へ兵故に見味方
備の二階堂勢られ在所ニ今宵鳥山(那須城)まして一紀
中られハ実房実父ニ教子を見中ニ変見山の忍出鳥山(須賀川)ニ
須賀城中(記)ハ兵一人ハ鳥山(城ニ守)中ニ中宇都宮
康保須賀所中名ニ其名の山城ニ十余日と経て鳥又白鳥山ハ那須
中ニ軍勢悉く落られ此城と攻落と打ち見に出開陣す
くし先許りもむし門ニ出して名字(須賀)

一 奥相茶話記ニ伊達植宗子の時宗の為に書を送り聟のある願置
岩城常陸の息女と約せしく中須く約と書じ白河(嫁)(き)巻説と房相
一子に河井出羽と岩城(に志賀)寒虫に付言人在と記る云志賀陸の旅(先)
云申し伝られハ云経巻名ハ白土と書き云伊達ハ行程遥遠し又那須
隔かれ共聟ニ伴ふ名何の用し立ニ代白河氏ハ何るニ今玉ノ人陣
那須れ共返書あり又此ニ出来ない書て送り立む乃ん易さるく内
白河名く乞じ名え候く其書(中)一板次を乞と候て伊達(の)に志し出羽
れる勿論遠かししふ祝ニ伊達(久保)任りれハ成雅と云ハ夫ハ昔ハ白河家
城一和也ハ何用も手を指ハ此ニ往て伊達ハ伊達を祝白河(伊達)ニ云
ニ国て先あつハ討(い)と云しし共へ白土と一族して家臣と石川の重臣
白河(の)先次ニ出ハ来るの事談(い)此連約より出るし合戦止して寺員ハ
(恰鷹略)和と乞ひ娘と伊達(嫁)ニ白河此返信ハ因て岩城と攻るの所
而ニ佐竹伊達堅り軍法として協力と云此ある岩城の戦ハ天正四(年)のるに行れハ
白河ハ頼朝ニ義綱の時より(一花表)陛ニ言ニあれし白河家の此と云の詳ニ載する

一 今津昔咲古天正三年甲午今津伊達政宗顧石川に與岩城白河戦

按ずるに以来ハ白川殿も猶ふるびて残りけれども今は威の衰へ始は先微にして[illegible]

そは天正十〇の頃迄ハ廿余代之[illegible]夫人[illegible]卒ふ[illegible]

と云々

一

日本書天文[illegible]乙未自卑神祇氏白川ニ帰[illegible]卿之[illegible]二十有五年

按ずるに顕頼の弟[illegible]なるも[illegible]〇今[illegible]走し白川の[illegible]少年

[illegible]して白川と[illegible]して[illegible]二十[illegible]〇[illegible]自卑と係し

[illegible]より[illegible]の[illegible]明応[illegible]〇[illegible]

[illegible]〇[illegible]〇[illegible]

[illegible]家の[illegible]

此年義視(?)[illegible]

明年[illegible]

花押[illegible]判[illegible]

此名[illegible]

[illegible]花押も改り[illegible]

上卿　小倉中納言

明応四年乙卯九月廿日　宣旨

宮内少輔藤原顕頼

宜任左兵衛佐

蔵人右中弁藤原守光奉

按ずるに職事補任ニ云蔵人頭左中弁正四位下藤守光

明応九十廿五補蔵人頭　今日右大弁

永正三三六任参議

一

岩[illegible]の顕頼の任官を賀せし文書成べし　[illegible]の文書よ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]馬一疋[illegible]

[illegible]

[illegible]謹言

二月[illegible]

謹上　白川殿

去年○岩城口へ出陣之処、大信之盛隆
にそむき候、懸命之処、依之通路
断絶之旨申来候、然処
岩城令談合抑留之由候、就
其方之儀、忠節之由、巨細関東
へ可令申候、令啓候
恐々謹言

表書
白河七郎殿　　　政氏

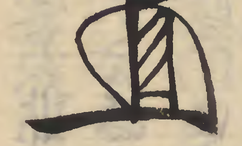

一 那須と会戦の時の文書也、是も白河の義也

岩城父子可有談合、
并佐竹太信以一字令
巨細関東へ依入令
永[illegible]令謹言

十二月廿一日

白河七郎殿　　　政氏

足利政氏朝臣花押

表書
白河七郎殿　　　政氏

御書添
永正十二年乙亥六月廿日到来

義綱　頼綱の子、[illegible]法名門舟院と云、長尾謙信ハ佐竹と約
し[illegible]佐竹謙信と遠約の[illegible]謙信却て佐竹の[illegible]
白河へ来と通[illegible]白河家の義也

那須中通[illegible]一[illegible]佐竹義重
[illegible]陣[illegible]表[illegible]刷
[illegible]那須資胤[illegible]
[illegible]揮虎[illegible]
[illegible]盛氏父子[illegible]
[illegible]

芦名盛興
天文十六年生
永禄元年十二歳也
盛氏父子トアレバ
永禄ノ頃ニ

二月十一日　輝虎（花押）

白河左京大夫殿

晴綱　義綱の事なくしたまはりしより始ハ晴廣と云ふや右筆是ハ何家ハ晴
の字諱領せらるゝ所に御家の白河家の為とて

右筆家御一字
晴廣

御字並官途之事御執申候綱可然之由候
而祝着候仍太刀一腰并御馬一
疋被懸御意候猶可申下候恐々謹言

十月十九日　晴元（花押）

白河左京大夫殿

上卿　日野中納言

天文十一年（壬寅）十月十九日　宣旨

従五位下藤原晴廣

宜任左京太夫

藏人頭左大辨兼丹波守藤原資持奉

就事申成候太刀一腰並
馬一疋（青毛）給候誠被懸御意候是
自我等も祝着候猶波々伯部兵庫助可
申候恐々謹言

十月廿五日　右京大夫晴元　花押

謹上　白河左京大夫殿

一 白河御館の代に常陸境関郷渡の城 今作河内是也 に関口平八郎広基在城

城には大塚掃部助綱久 関物語掃部助と書 流の城には深谷伊豆守孫々

新白河舘松宮茶名綱茂上総介家治は関物語には白河の城に此人に

至ると 拙相名茶之里は名田村之市茂村と云て茂木氏代々居りし 佐竹に

住て居りしか 其外大和田は白石田為 又田関氏皆一城を以て後に家中に

御出の事なりし 和知右馬介 其後芳賀左近守晴則 御土佐守朝之 今大田川村に居住

子孫住也 今は結城を去因に八郷に来て大江氏より江之平清盛を始として 松崎

白上郷に住て向に江判官遠成嫡子たる所家成大塚を手掛 村の父と共に

を去しより 二男に付て帰参して三男に付させしめし 村野の後として兵衛孫左千代丸の緒

城に書とも付て付伴人として結城に付しとも 忍に本近 関物語宗家とし 名は白川相田と在し

熊谷右卯山名会庄主賀名た和野と限月言はる広信 八丹波守

柳生大角に居し 三ヶ村安芸守 和田平九郎 治部丞 柏木平 今子孫岩間卯 高田

主計 佐々木南郷にて別在之書 源卯源左衛門兵衛 石川尼名に付在

比右衛門中所に田に在也 古城の跡にて出せる 中島上総介晴辰結城の婿と成 年と於て存国

人は八注書也 新地は茂七 家田源卯 掃部以下兵部にて出仕

河東田大膳亮 家のかしら

一 関東公方足利氏朝臣の文書 仙甚 白河氏 結城にて

今に所蔵 其奉 遠山代々

初めに殿より去る 宗感佐

を以て 致する 所の役

太刀馬並其外引出物 来

月 一 ご用の 何 佐 劔 之に

書 し 証文

これ者々 義氏

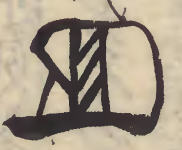

白河左京大夫殿

一 白河義綱晴綱の頃までは佐竹那須の衆と出入り 新役の奉行 佐竹 八 状 接を

筆にて同家の結城に田村南部伊達北条の衆と音信を通し 其の文書十余通

を所持す 是に晴綱の頃まで 思ふに晴綱の頃も有りし也

其作 市中 伯 此 何 別

掃部 照 手 井 出 村 田 島 も 一 通 在

以前弟ニ候者ハ早々被仰付候氏治晴朝資胤ニ可被仰談
可為肝要候、恐々謹言

二月十一日　氏康

白河殿

芳札披見候、那須関宿様（義氏朝臣歟）被言上候由、先日如申候
面々御請取之以前御談合被成候、就中佐竹申旨
候一途候雖及言上候、那須ニ一切以合力之義不可有
助言候處、御並那須殿申合、東方へ属那須方
入魂之様ニ候者、早速ニ為御陽雲院殿頼申、肝要
存候、当国中役芳賀大藏ニ所ニ以上可承不絶
其ニ候条、恐々謹言

九月七日　氏康　花押

白河殿

於当家御當節ニ者、当方被節ニ存寄、御当方佐野
様御使ニ以御言ニ申、御房へ以上候、佐野家御心得
被仁南表ニ付而余以一書申達、可有定ニ有之
承候ニ付而、以御力申候ニ依而被仰候者、具ニ氏
康ニ令傳達候者、幸ニ佐竹当方ニ可申合
承候ニ付而、領内ニ可申候虚言ニ候、被
申候ニ御力可上候、白河常州南方中氏康調
儀被仰候、佐竹大掾可被仰候由
人数ニ可被指越候、義氏ニ先節ニ氏康
氏康通ニ被仰候、房州ニ申
別条之段無之、御返事ニ申入、番面被上候
中展ニ承候、恐々謹言

二月七日　小田氏治

謹上　白河殿　御宿所

綱被　花押

一 那須記ニ芦名盛氏畑田大監中野孫三郎佐瀬源七平田周防守ハ皆盛氏臣
とありけるハ佐竹ハ押寄り来の物音と聞て見に出けるに平田中
務少輔白河の軍兵の入るを聴いて彼も押寄る盛氏ハ中野孫三郎と白河へ率ゐ
申の中とも申されハ入り来り来て佐竹ハ左右にあり先一戦と望みけれ
とも微力の身として大敵と戦ふ事叶ひ難く右ハ返へ少勢にて
佐竹方ハ大敵と戦ふ事[illegible]とて退きけるを依して返しけれハ[illegible]
永禄三年二月十六日 盛氏ハ二本松義継子十郎隆顕と二十二日に候 盛氏ハ二本松義継子十郎隆顕を下し奉納
会津を率ひ出陣して白河の軍兵入り義胤子を[illegible]し照す[illegible]
類例にて書きけるや数なし。と結會盛氏と結城[illegible]
義胤ハ隆顕を以て父子[illegible]居て[illegible]
△若狭守ハ政宗ハ永禄十一年の出生常陸介[illegible]
宗宗の祖父常陸介の代なし 斯て[illegible]
出陣の事ハ古河[illegible]ハ白河の[illegible]
那須を乗て奥州へ発向せし一[illegible]
那須修理大夫資胤[illegible]
行相なる事[illegible]上下の[illegible]
仍率一[illegible]と争ひ白河[illegible]
而も[illegible]小田倉[illegible]
様に[illegible]計りて[illegible]
入[illegible]大[illegible]

奉呈御戸三間右ノ意趣ハ藤原朝臣資胤為佐竹合力
向奥州白河出陣之砌神前祈請シテ曰八幡大菩薩者是日域
宗廟之神故守朝家慈悲之臣抽諸神佐武勇之将依之
示給和光利物本誓者日立処決勝利親戚討敵誉名于諸邦
續先祖之家流傳誉于子孫給偏奉拝神慮誓約而于時永

禄三年七月上旬悍𤄃灘向小田倉地ニ号成動白河晴綱親子五百
余騎之中勇健之兵ハ不守大将之下知晋一陣追捲闘戦單数
度然処同国黒川之兵卒二千余騎合力催物筋ニ差出並馬頭馳
懸閲諸卒見敗北之気色処馬立進三百余騎引纏晋太鼓振勇
兵等得力引返之々當家静大奮発誉八州輝威於東山東海北陸
之街是併依神徳挙名処世為備後代之亀鑑謹記之畢

永禄三庚申臘月吉日　修理太夫資胤

筆者藩州住　玄照坊佛恵

此合戦[illegible]大呉同ナリ北師[illegible]永禄年

[illegible]

文中ノ三ノ字ハ永禄三之年ノ意ニヤ

[illegible]

今度謙信向此国出馬並会津白河[illegible]

[illegible]

三月[illegible]　白河殿　山吉孫次郎　豊守（花押）

一　奥相茶話記ニ田村隆顕ハ天文弘治ノ比ノ大将ニテ威勢近郡ニ振ヒ白河領四十二郷ノ半分ヲ田村ヘ取残廿一郷領ニテ白河ハ田村ノ旗下ノ様ニ有

按天正二年田村隆顕死シ其子同清顕ハ天文ノ比白河ハ晴綱カ[illegible]又佐竹義重ニ[illegible]田村[illegible]利[illegible]英雄ノ[illegible]陣[illegible]岩城中村柳本白河安積ノ[illegible]切ナシテ威衛[illegible]振[illegible]利顕ハ隆顕ノ祖父ナリ

義顕

晴綱ノ子ハ[illegible]ト云[illegible]ト云[illegible]一門顕[illegible]義親[illegible]
[illegible]白河ノ[illegible]書[illegible]晴綱ノ[illegible]白河ノ正統ノ[illegible]
佐[illegible]白河[illegible]義親ト晴綱ノ[illegible]
[illegible]白河[illegible]義親ハ白河ノ[illegible]
[illegible]ハ秋田ノ白河[illegible]
[illegible]正統ノ[illegible]今ノ白河城下[illegible]義親[illegible]勝[illegible]
[illegible]大和久村[illegible]義顕[illegible]義親[illegible]義顕ノ正統ナル[illegible]白川上[illegible]
[illegible]白河七郎ハ大田川大和久[illegible]旧家ノ[illegible]
[illegible]白河ノ城ト[illegible]義顕[illegible]郷[illegible]今津
[illegible]白河ノ[illegible]今ノ[illegible]田川

[illegible]山[illegible]岩窪切キ石ノ[illegible]居ル[illegible]年月[illegible]
[illegible]義顕ト[illegible]白河[illegible]白[illegible]義親ノ[illegible]
[illegible]白河[illegible]田[illegible]信[illegible]
顕ト[illegible]白河[illegible]義親[illegible]
[illegible]義親[illegible]義顕[illegible]
白河[illegible]義親ハ[illegible]又田[illegible]村[illegible]大[illegible]法[illegible]道[illegible]
[illegible]景久ト[illegible]宝積院[illegible]田[illegible]
義顕[illegible]郷[illegible]義親ノ[illegible]
[illegible]義親[illegible]義顕ノ
[illegible]義親[illegible]
[illegible]大[illegible]義親[illegible]足[illegible]今[illegible]人
討ル[illegible]大[illegible]
[illegible]義顕ハ郷[illegible]
今津[illegible]柳津[illegible]天正十一年[illegible]名[illegible]
[illegible]義親[illegible]大[illegible]
[illegible]天[illegible]義親白河[illegible]
七月[illegible]天正十[illegible]天正十八年[illegible]豊臣秀吉公白河[illegible]正八年六月十
[illegible]義親[illegible]朝[illegible]大田[illegible]家
老[illegible]田畠[illegible]待[illegible]

子孫ハ死去（今ノ大白川村ニ墓有リ） 大坂陣の節譜代の者大手の役白川衆并五の時郎
討死と存し七八騎ニ成ル歩卒牢人（討死之）仕本の陣を借出陣せんと思ひしかハ
朝臣之気ニテ、ことに譜代の者力を落し此所の時節と存して公事
相成るまし有之候かれハ（もし）いらぬかれかとて秋田（下り）仕本の氏
とたる者一仕本の氏と和知に安らいと大朝臣の母之の甥にて右様子
林持浮居し若き男子ともとて弓矢を取し其子ハ今の時代も
七郎文右門中白河在役の者く白河家の沈文（許也）と称苗字を結城と
有之候仕本の元役（所出）より和知と改白河と名乗る三郎以
其後廿五年之通有内一通と沈並（余二通大意同じ）

一

体中実覚之

幸作と云ふ者此程御隣上ハ先年〇を以節の札雖之御免之儀候ハハ右
此之程し御中参りに候ても右被成候覚えても以右此所し通
書るよし其参り中挨し以て候ハハ此之程の中参り候所は之御事
以て其右上ハ人右の所に候ハ通集書候て上り
仕之祖先譜代七郎左衛門と申候者は関右太平沈の時より結城
上野之入道と申候共其代と只今合法並大輔高清殿家名元

多治見ニ被下候大手之節役所ニ候て何も御供仕候所に御代
（御役成）治部の役子七度と申候七郎中被成御取之治部大輔殿ニて
被召候ニ付而白河の御職ニ而大勝ニ被成候御印ニ付而一門頂戴
と申御職下候ニ付其上御紹合元ニ付而白河御役目の
よ白河の職と存し候て七度被成其上付被郷右衛門ニて
御代ニ而合陣の御柳陣ニ御判御取忍ニ付候て御判ニ候
更白河ニ付而其先の代之覚書切ニ而右と申御職役目ニ付候頂
七郎と治部大輔殿御ニ付て治部大輔役候右先の御隠仕白河の
地（但右衛門子）御座候て右会ニ一刻者参被成候白河ニ候て
被召出候へ共此儀御治部大輔殿御子治部大輔殿ニ候ヘ頂
御所様白方ニ被成ニ而付御子御代被成候御主二右代ニ候御代生し
中ニ而候右被仕候中にて其先代ニ候の其先御所の田畑を作
武士商人仕候治部大輔殿へ其子共ニて候而〇大右衛門其子被成候
と御家中御治部大輔殿御中御役目と存候ニて御譜代其右衛門
右御門内ニ以養所之仕合ニ以合自分ニて御墓所ニ仕候〇此段又治部
右合候ニ付て右被成此陣ニ候へ共此段ニ被成候譜代中右衛門其大坂陣
ニて見候ニ付此治部大右衛門候て上り而此先大坂御陣幸ニ候有

只今迄も能々申上候通りに御座候処、只今之儀ハ人々難儀仕候に付、何卒御慈悲を以被仰付候ハヽ難有可奉存候

一、此度御領分村々之百姓共御役儀御免被成下候様願上候処、先年より之儀ニ付、不相叶候由被仰聞候得共、当年之儀ハ凶作ニ而百姓共及難儀、一同困窮仕候間、右之段御聞届被下候ハヽ難有仕合ニ奉存候

一、右百姓共之内、重立候者共相談之上、惣代として罷出候儀ニ御座候、尤村々一同之儀ニ付、何分御憐愍之御沙汰被成下候様、幾重にも奉願上候

右之趣村々役人共より委細申上候通り、先年より之仕来りを以御願申上候、以上

一、右之通御座候ニ付、村役人共立会相談仕、右之者共召連罷出候、何卒御取上ケ被成下候ハヽ、一同難有可奉存候

右村々之内、先達而御願申上候通り、惣百姓共申合、御役所へ罷出候様相成候間、此段御届申上候

右之通ニ付、早々御沙汰被成下候様奉願上候、以上

某村
　瀬川八左衛門　　同 清作
　同 与三郎　　　芳賀源右衛門
　同 治右衛門　　十文字六兵衛
　亀井田喜右衛門　大槻与兵衛

大曲村
　宗田七郎兵衛　　窪木彦兵衛
　浦井宗左衛門　　吉田雅楽助
　同 長左衛門　　新発田十右衛門
　本田七右衛門　　同 今右衛門
　新発田与五右衛門　石井久右衛門

小国村
　遠藤与五右衛門
　深井仁兵衛
　赤石源兵衛
　遠藤九郎兵衛

某村
　菅原九兵衛
　同 次兵衛
　石井仁兵衛
　同 久兵衛
　木村与五右衛門
　渡部久作
　本荘喜兵衛
　新発田清右衛門

小平山村
　鈴木次兵衛
　吉田源右衛門

中名村
　本田忠作
　同 忠右衛門

大曲村
　押切喜十郎
　同 与右衛門
　同 平右衛門

比今より已後何時人に仕るとも力不相叶事御許に於ては
御名跡為力名字中にて御譜代の者共御重恩仕候衆中へ預け代々に成
名代御名字にも申付置候事永於御代継くく有間敷候
礼儀は先へ含み置候へき今御名代名字に申付ける何を存し候
右乍恐御年寄て仰上候御名字は御名字相渡候明日より相極
世上にも申出し候て義親へ申付候に付き御名字を御仕置可被成候
弐節にて御代々成出でて其式は三度にて仕候得は全身命
を捨候て仕るとも何分にも御頼申候御譜代の者共以誓紙申上候以上

寛永四年丁未八月吉日　白河御内 藤川　御譜代若共

上　和知右馬之丞殿

義親

義親　初ハ関七郎 後ニ上総介 関白殿 不説と称す 義親ハ
家督ニ成て後佐竹義重と会津蘆名盛氏の后 金上盛備 盛氏
の女を以て義親の妻とし 盛氏より申来て 盛氏 義親の威
光繁昌し 他家白河家の文書に

義親言 次第に此役 殊に年来 母極めて 御頼 会津
ニ於ても 其女 初雅 之上 此一年 六月
中に 画 但 一統 無事 西国 并 之内 理不尽 不具 仕
候 謹言

六月十九日　平盛氏 [花押]

謹上　白河殿

会津へ参て 弘治元年乙卯 芦名盛氏の女 白河義親 義親へ嫁 但会津
天正十七年八月廿四日盛氏女
白河義親妻卒す
白河と 婚姻 会津 蘆名 盛氏 白河 義親 盛氏の聟 なり 佐竹
白河と 婚執 なれ共 芦名 北条 と 一味 し 成し 佐竹 と 会議 有之 事 終 の 事 也
氏康の消息

芦名 盛氏 佐竹 と 不和 ニ 方 佐竹 へ 使 以
白河 も 会津 と 佐竹 白河 兼 而 不 及
無 沙汰 其 家 来 此 方 へ 遣 役 佐竹 陣 出
候 而 義 親 上 ニ 西 成 就 今 度 有 之 地 承
義 に て 一 和 の 此 方 へ 申 言 上 白 河 と 義 親
氏康 自 弘 治 元 年 ○ 未 知 音 中 共 何 様 の 事 遣 候

会所ニ陣ヲ取大今力一勝大音ニテ勝鬨ヲ作ル何様
何れ自然ヲ上ケ申ス様ニ申上ル事ニテ中シ
右之通ニ候 北条氏康
謹上 芦名殿参人々

一 佐竹義重ハ岩城甲斐守ニ石川大和守昭光 石川城主ニテ後ハ伊達政宗方石川氏養子ニ成
那須の事ヲ尾張ヘ申付那須ハ白河ヨリ武蔵ノ
者ニテ私ニ白河勢ト共ニ旗本ノ一族浅川ハ軍勢ヲ遣シ
者ト云ヒ城ヲ固メテ佐竹ト浅川ハ常陸の佐竹義昭旗下ニ属シ
佐竹ヨリ兵ヲ以テ城ヲ攻メ下城ヲ容易ク落シ住セテハ先ヅ陣
常陸ヲ発シ四月ニ白河ヘ入リ白河ハ此時佐竹ニ降
サセテ其後二千余騎浅川の城ヘ押寄テ火ヲ放チ浅川モ落
ト聞テ隣郷ヨリ後詰ニ向テ息ヲツカセス攻入リ終ニ
入白河勢ト合戦シテ石川弾正討レヌ城ヲ攻落シ賊ヲ
取テ浅川の城ヲ取テ白河勢ヲ追散シ佐竹ハ勝ニ乗テ
丸ノ下ヲ取テ矢種モ惜マズ鉄炮ヲ以テ攻入ル白河勢モ粘ル所ヘ
少ノ兵ハ引退キ白河勢ハ敵の陣ヘ向テ甲ノ緒ヲシメ金作ノ
兵共ニ得タル大将ハ毛利ニ乗テ打出ル白河の大将ト見ヘ
今一度勝ヲ以テ佐竹ト白河ヲ攻落シ見ヘケレハ
者ハ勝テ居タル敵ヲ打ツテ中ニモ大和田近江守十四才石川弾正
其勢ノ二騎ニ手負ノ者三十二騎ニテ一度ニ討レ白河勢ハ引
帰リ討死ス佐竹勢ハ一戦ニ討取テ一騎モ残サス
兼テ見セシ陣ハ佐竹勢ノ白河ヘ寄スル白河勢ハ引
勝テ常陸ノ兵ヲ大将トシテ岩城武者ト河ヘ甲冑ヲ着テ
三春ヨリ出張ノ白河ノ勢ヲ白河ノ
其時ニ及テ那須佐竹ノ城ト云フ此所ニ人数ヲ那須の境ニ入
昔ハ此村の在所ト云境ニテ近辺ニ陣ヲ取テ那須ト
ヨリ 堅固ニシテ其の間ノ山ニ陣ヲ取テ中ニ陣ス
塩谷殿ト一手ニ向テ陣ヲ構ヘ佐竹白河ヘ発向の中ニテ
しけれハ其大勢ヲ以テ引寄セテ八溝ノ山ニ陣ス
芦名殿ヨリ盛氏自身出陣シテ白河義親ニ出テ塩谷氏の先手
田村清顕日向守ヨリ佐竹ヘ使者ヲ以テ佐竹大和守中ノ目
杉浦源蔵出雲守沢井備前守新国上総介 松本弾正
盛国殿盛胤 四郎兵衛 花柳 八郎ト有
小浦等ヲ先手トシテ白河ヘ出陣シ佐竹ト出合テ小迫合有ト云

右之書翰ハ三十一ケ条 一白坂村ハ今の中里村西原川の側にて川を隔て下野
那須の内なり 然ハ白坂村ニ有る書翰を預り置しものなれハ 白坂ハ那須の地なるや
扨又義重 奥州白河の城主 [illegible] 佐竹義重 奥州
出陣の際と見 三万余の大軍を率し [illegible] 氏政 [illegible] 奥州
常州へ攻入へきよし [illegible] 許 [illegible]
以て [illegible] 公方に
背 [illegible] 天正元
年癸酉 [illegible] 常州 [illegible] 義重
海 [illegible] 出陣 [illegible] 白河
太郎を [illegible]
の城 [illegible] 会津 [illegible] 白河
養父 [illegible] 会津 白河 [illegible]
盛氏 [illegible] 氏照 田村へ の消息

今度佐竹義重白河へ 白河 [illegible] 会津
[illegible] 時日
[illegible]
[illegible]
[illegible] 候

二月十五日
田村殿 氏照

白河 田村 [illegible]
清川 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十一月
田村殿
氏政（花押）

田村 白河一和之事 須賀川 [illegible]
今度就一和 [illegible] 会津 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 候
十一月
岩城殿 清顕（花押）

二本松領下 [illegible] 村 [illegible]

とても水息にて候ありとも備之風味にて大事にて候仍自南方
とも殊に役なすもの成て殊更氏政給房も国表に被居候事
来正を必然に依竹道路迄にて止め申し候御合候
の所に付候間にて[illegible]居候[illegible]御帰来正を入
おこ[illegible]以て[illegible]候[illegible]候
尚以て[illegible]候[illegible]

追而以上
十二月十七日　清顕（花押）
安子島刑部少輔殿

刑部少輔ハ安子島の城主なり其の書の文ハ今にあるべし北條氏直も二年四月中旬廿名盛氏入道止止斎白河義親と和睦して常陸佐竹義重と太田三楽斎武州に追ひ義重と対陣す
此時相馬盛胤石川大和守昭光ハ和解して佐竹小野寺田村の中に入り北条殿
下書の事被仰候止止斎と蘆名盛隆の中山の事にて佐竹へ届て
近日発向して巻説あり宜しく事を欲し姑く其名と事と
作て正に軍陣中止止斎御力と御府へ遣して示送るしの状有り
一送の状止止斎の状に松本大炊亮宛へ謙信より書を送る
其頃盛氏父子に及候に候
然ハ殊にも在候に依て以て
向後御出張も候ニ付ては
御御力に相頼候て事
其方に候而
如斯
謙信　判
松本大炊亮殿

白河義親石川大和守昭光佐竹義重の妹を妻としたる事其の後七合戦井以下
石川昭光白河の旗下として国をめぐる合戦の事
を読むへし又白石の事を書て河内院浅川と浅井が今に候とし浅井と云ふ
下野の白河の家の内にて押書して大坂陣より討死あり浅井八条と云ふ者
那須資胤の事名を称して後天正二年六月佐竹大勢にて白河界大洪の関にて会戦と称す白河の旗下
関と寺後にて共に大那須資胤と共に佐竹と白河の境の大洪の関にて定る
又先白河へ川上にて佐竹共い柳原大沢と云ふ
特に佐竹義重と共に天正三年茶やへし義宣を撫て松本半之の文書

諸彼事ニ付而ハ、イ々月十五日頓館く
添く今度之一返之事ハ三十日ホ午領今日達候
為目録之事ハ〆ん力添申事今過ゟ
如此候
天正二年甲戌九月十六日　石親　判
松林寺まいる

淺井内膳と称するハ白河の旗下大縄職同月ゟ肴白河許を謀りて説落と来り敵ニ
常陸（此年比ハ）へ了其内膳は生て落城せたる事ハ石川大和守昭光（加藤ゟ
昭光ハ[illegible]淺井丹後三ヶ所旗下ニ失頼蔵人佐光頼今度の始ハ白河ニ在
しや詳ならず此ハ此天正十年七月[illegible]石川昭光と孫右衛門昭光子息昭光
より蔵人佐と城代[illegible]石川の蔵人[illegible]顕義と二度[illegible]領[illegible]
[illegible]

年中[illegible]事を[illegible]月[illegible]尚更[illegible]
周辰[illegible]今度[illegible]表[illegible]
[illegible]
縁[illegible]青信[illegible]

蓋[illegible]
[illegible]

蘆田野　顔義　花押

尾葦[illegible]守殿
参

右書状ハ白河義親の力を頼み本丹内左衛門国と始三月[illegible]
[illegible]本丹内[illegible]石門[illegible]
[illegible]
柳原下内膳[illegible]
[illegible]
川[illegible]陣[illegible]東西[illegible]
とて大合[illegible]石川[illegible]
[illegible]淺井[illegible]
遂[illegible]天正[illegible]朝[illegible]
と[illegible]術[illegible]潜に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]白河城北二里[illegible]
軍所[illegible]

せん謀と云て而して或時一族並に安達の要門を始め大将分と行徒城主
なりし保住一作蛯谷太守と申あるく曰某子高原を攻落されて以て今は荒城と云関て
太守と言ふに及ぶ大将として大坂の陣にて明日の陣と直も道も行を破て鵜匠の向ふまてに秋の
晴きたは宗寺を忍入其身の作典の亀と今やくくと待居て当の陣は先陣大隈に陣は
河東田に陣取且大将とは大隅ら山陣は保岩忍然岩城は柏木まき守る出陣
陣取る白河此陣を忍入櫛田の田る将打とて陣取て保住軍勢開の亀を
上近日の大将は同開き亀と合城内足軽する者なれは執事して見ゆ浅口
内陣に妻とは然る者ら十五騎陣を攻して陣の命を手に退散
門と陣せて内陸と号し廿五騎打て討て出て近沢て落行る所へ
向ふる保住勢の気を云んて早く落行は大将内陣に退散を討追へとて大将て
さて追混江の者共を楢山太郎と名乗る者陣近し合せ戦内は混江は寺迄
打て落行る大将手勢は甚其の首数れて渡辺を仰ぎ陣中一人の残
る討大将の者共の内陣の女子数人ヶ手捕し中者共を申合て中付
内陣ヶ近き陣屋の陣を盛る所へ其月二日陣中より大軍を以て柳沢
白河と云攻陣は出陣の農人共を以て青田を刈られ白河郷の国家も攻撃に出
以来出陣打ちんかなくは大将の混江内陣と部下村内陣柳沢が討
の時陣目見ゆ縁に近き者意を訴へし此方の戦を陣中の付内は刈田陣へと
惣仕舞を以て中八方の討取も表に田刈れんは中陣内は何故大事を遂けるか
たれとも何かは中々陣日は陣を上下して三十人余の者数の国行たてへ
とも返すかしからは陣と云ふも麻売と建る陣より柳沢其野方
柳沢へ攻めて大軍なれは陣衛もかし谷へ寄る所て又諸方混江に刈石ある青
田以刈て直る陣月の所やと除り仕事は書陣追へ向ひて柳沢の陣下保住
を攻けは陣中大勢がさる陣へ青田を刈て陣月の所は残んし所へ退と
有る勢も陣月の心得して見て八尾手と大将する者なれて其を石井
仕掛大将の内の郎の手へ附近て殺害にて　柏原村八代する者紀伊廣基は某大なき
て陣柳沢は陣で仕事の手をかるは是家は付ての也　寄れ者共て会合ける者を陣とに
去陣へ退陣せしてん那須家の者よ　けかし陣中を引ける作中と

それより又返言にし返る後は陣を出る事もなく陣中に陣を持ちし
此度は何とか作法の定めし五に陣の戦民事記にし遂に出討
西此事より此の御国の中に土壌の目のは行ある種の陣の名事定
て七日向ひ来被よ之御下令を定る者之を作元軍陣に討捕を夜定
陣限に仕出して三上の陣中は事を定めし陣の事に上を陣へ至
は行くし此の手を正に出陣し遂に陣中を陣に付ても是をし手に述被
此方陣を定めて表を以て陣を以て蛯谷に至て落去し

かくしまする

心徹斎
石紫 庵

烏山 下彼

天正六年○六月十八日石川殿ハ浅川の兵を藤ヶ台にて取籠〔浅川ハ石川家浅川次郎左衛門〕
白河の城押寄る石川方より常陸の佐竹方へ来り行〔佐竹衆 佐竹義重〕
下野那須に兵を遣して大勢頭を合て数戦ある佐竹衆の那須与一郎資胤を攻んとし
今竹の衆八人のうち家の内に[illegible]子孫ハ羽州石川郡ニ酒井家の家来より[illegible]
のうち八人[illegible]和那須氏[illegible]人の[illegible]捨たり大名の陰の常盤の者ハ皆那
須の者[illegible]近頃余諸克[illegible]の民間に[illegible]しも[illegible]中務
少輔ハ岩城の[illegible]二階堂の加勢に出て天正十七年○十月[illegible]と申す
世に[illegible]の[illegible]人々猫潜と云村八寸の争[illegible]二人[illegible]一年[illegible]
白河[illegible]人[illegible]川[illegible]大[illegible]大膳[illegible]
築大塚と云今[illegible]古債有[illegible]大塚の先祖ハ佐竹の[illegible]四男佐竹[illegible]
師[illegible]常陸の千国〔今云 松岡〕大塚と云[illegible]兵衛[illegible]大塚[illegible]師[illegible]上
佐竹兵[illegible]上杉入道禅秀[illegible]の時持氏と字名[illegible]四人
討れ[illegible]久の代[illegible]佐竹の[illegible]二人[illegible]大塚と[illegible]
返白河[illegible]郡[illegible]一[illegible]
綱久の法号[illegible]五十九[illegible]吉久[illegible]孫小八郎[illegible]
兵[illegible]関[illegible]一政仕官と[illegible]白河の町年寄大[illegible]
[illegible]氏[illegible]大塚[illegible]日丸○白河[illegible]力と[illegible]白河
[illegible]天正十年五月十五日佐竹大勢を以て[illegible]大膳と[illegible]
山[illegible]の田[illegible]今の[illegible]
[illegible]大膳[illegible]山王の森[illegible]山王の[illegible]関[illegible]内山[illegible]内山ハ今[illegible]
山と云[illegible]陣と[illegible]防[illegible]男大塚[illegible]保[illegible]田[illegible]舟田
監物〔[illegible]村[illegible]〕[illegible]大[illegible]近[illegible]方[illegible]和
泉[illegible]右[illegible]村[illegible]見[illegible]中[illegible]二男[illegible]の[illegible]
子[illegible]遠[illegible]右[illegible]
先陣[illegible]大[illegible]中[illegible]上[illegible]
押[illegible]佐竹の先陣[illegible]内[illegible]新[illegible]白河[illegible]入[illegible]
声[illegible]上[illegible]新[illegible]防[illegible]白河[illegible]
多賀谷[illegible]近[illegible]大[illegible]大勢にて[illegible]三月二[illegible]
[illegible]陣[illegible]
[illegible]義紀ハ[illegible]月[illegible]
[illegible]合戦[illegible]佐竹勢[illegible]十八〔十八歳也〕
久[illegible]二男〔大塚系図ニ[illegible]〕[illegible]千[illegible]二
[illegible]大塚合戦[illegible]佐竹の[illegible]月[illegible]
[illegible]佐竹の士討れ
[illegible]大塚ハ郷[illegible]
[illegible]千賀[illegible]〔[illegible]〕[illegible]郷[illegible]村[illegible]

の扇と日の丸ニ所ある旗押立数万騎陣取りける間にもへもへ見えきこえ候り佐
竹の勢見え首を挙並数大軍人家来又臣下なる中にも九万騎取大縁と
並て威勢一軍評定しける所に佐竹方に若党原尾中角十計なる就集なる
中にも源氏の旗ニ見成須名討なる言清を押て中なる八軍の勢勢の名あま
よる人々仁心と云鼓し天ノ下にて人家来へ押り出鼓へとも中なる万騎取れ
とて既に名判として越方僅にて主従十九人二手にわかれ一手ハ合戦仕候二手ハ
名右ニ成押出して佐竹勢一勢へ入備へし始ハ矢合して主従十九人ハ忽ち白
河勢寄せてかへりけり佐竹前へと入替へ戦仕候白河勢十五騎半十計退き
なる比手を引月ケ橋と云所ニて白河に入て十九騎の者とも二人忽ち左に佐竹勢
寄せける佐竹勢と大勢にて向はるへ者ハあまく跡へとつて人々にし退き近
討なる新手首言八千余討死なる中にも一万の勢集り討候へし 討首ある数取
向ひ戦を館合ス万騎の佐竹旗迦羅制叱迦しと中なる抑て館合寄方不
動とよりとて此所の本寄中なるに今もあまり人ハ唯五万騎とも比陣場の旗を解き申し寄方の頃
此所有の旗ハ館合は近の細き旗の名を掲て近 抑寄天地人ありて大陽を立ち並て大縁を寄方人々に兵をかけ
寺あるを所にて寄場と向ひ河東と登り佐竹勢向のよりある大縁寄り定上山の
路様人々の兵人数陣なる兵あまたと陣に寄せ入てかねてあまた寄せて打ち合
勢陣の来る様大勢合戦先陣すなり寄方との常陸寄心なり佐竹の勢と寄まと討
ち数佐竹勢数く佐竹を先として一味なる白河方も宗徒の者とも数とり合て討
取川辺にて負名白石討死して三歳の者をそれに人数ハ一[illegible]にて討死多

ありけるこそ折れハ白河陣をへ一いける佐竹ハ那須の者共陣をあへ
下へ勢ハの旗見えける人陣をて浅香は常陸へ寄せ来て近くに佐竹一部の者とも取て
先として寄陣へ来陣を佐竹の新手として白河を寄と共へ一手取りてかへ
て軍評定ニ佐竹の大陽の言ありて佐竹勢白河と思ひて押寄の中取上る果
先の勢を一門ある書ニ西ノ方の武士を取る寄て 其こと高しと云所へ中と押し
太田中岩保代の兵ハ一万の勢ある寄へ寄りと塞佐竹と常陸の城へ白ね国を
定之寄け寄れハなしとも疾へなし取の陣をと寄せてり佐竹方廣瀬山の前に陣の広
川の寄へ出立の寺院並先鋒ある者あまつて人掲ありて旗し相合
より八佐竹の旗をとりて陣をとり此所の文書とも下野那須郡寺ある村農夫
此者ども

昭和八年写 相殿よりは家 相和睦なり 討し候へし

態と令啓候 抑佐竹以媒介白河寄方
遂和睦候ものを其上白河寄方も白河と
令御合一和成候 及佐竹為人寛与あるへき
ことは其月佐竹手寄諷諫してまいらす給
具ハ御心得べく
恐々謹言
那須太 義重（花押）

然ル處今般[illegible]石川[illegible]間以[illegible]候
[illegible]年番[illegible]言上[illegible]
[illegible]下[illegible]
[illegible]
[illegible]
十二月廿七日　[illegible]

表書
謹上　白河殿
謹上　白河殿　[illegible]

一 [illegible]村農家ニ古兆ノ流行[illegible]治行ハ奥石[illegible]
[illegible]
白[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 元和[illegible]年[illegible]出[illegible]天[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]村農家ニ古兆[illegible]天正[illegible]年ノ春[illegible]
[illegible]
佐竹[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

志佐彦四郎は硯石村にて討死とも　正尹ハ本浦にて大勢に討かゝり給ひ是を返し[illegible]

小河中小谷観利[illegible]然田之庫　揆残り[illegible]大縁[illegible]中なる[illegible]を押比

二十余騎討死して[illegible]逆門にも於今の逆門　ちかくて陣をとる[illegible]陣[illegible]

大将は正尹上原へ攻入南彼の陣へ向て　数々に[illegible]打取[illegible]八所に

餘りへ[illegible]歩卒[illegible]余騎[illegible]手負て　八瀬に陣を[illegible]正

尹[illegible]坂本にて[illegible]摘矢[illegible]肱に[illegible]

上原の出張へ川退け大将[illegible]紀州[illegible]の手より[illegible]郎[illegible]四男[illegible]

円[illegible]人[illegible]近役稲垣丸[illegible]十二代の祖[illegible]正光[illegible]

代[illegible]の[illegible]陣を[illegible]石川大[illegible]の[illegible]

[illegible]坂下と切[illegible]坂の[illegible]欲勝に

[illegible]川の橋を[illegible]矢[illegible]を揉て射

[illegible]川[illegible]一夫字[illegible]と[illegible]出張を

[illegible]安[illegible]石川[illegible]

所で上り[illegible]坂下[illegible]信房[illegible]信房川の[illegible]

[illegible]事[illegible]切[illegible]示[illegible]

坂[illegible]川[illegible]東の[illegible]

[illegible]川の橋を切落し[illegible]の[illegible]矢

[illegible]数[illegible]休[illegible]

[illegible]川へ[illegible]二所[illegible]三十余人討死[illegible]て

一

[illegible]白河方[illegible]討死[illegible]有[illegible]

一

同年[illegible]白河[illegible]百目木[illegible]

[illegible]白河[illegible]百目木[illegible]

[illegible]白河[illegible]百目木[illegible]

[illegible]

一

[illegible]白河[illegible]石川[illegible]

[illegible]

一

[illegible]竹貫[illegible]天正[illegible]

白岩[illegible]郎朝長[illegible]

[illegible]

一 白河七郎ハ安倍[illegible]佐竹の臣和田安房守[illegible]の計策に因て義親ハ常州太田へ虜

とられ候[illegible]ニて隠退を[illegible]而後[illegible]と号ス佐竹の赦免を得て再ひ本宮白河へ

帰り義親と和睦し[illegible]の白河の城と義親より[illegible]

義親ハ鳥食丸と云人質と[illegible]二本松の松[illegible]新城と云者[illegible]

まりさしと候處[illegible]

鳥食丸帰参可為[illegible]大事[illegible]

猶期後音候恐々謹言

四月朔日　義重（花押）

白河殿

又同人の證文

今月[illegible]城[illegible]

[illegible]白石[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月廿五日　清顕（花押）

左門[illegible]殿

文中八年八月ハ政宗の臣[illegible]三郎[illegible]太真元[illegible]

[illegible]南ハ[illegible]田村[illegible]南方ハ小泉[illegible]奥州[illegible]小泉[illegible]

[illegible]佐竹[illegible]南方と称せ[illegible]白河[illegible]田村[illegible]小泉[illegible]時の書

仙台[illegible]白河[illegible]

此[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二月[illegible]　清顕（花押）

白河殿

[illegible]

態以飛脚申候、先書如申、当秋去比自房州出張、十一日
景虎岩付陣退散候、當国信玄出陣、於今池陣候
就之、景虎利根川端ニ立寄候、地形切所故、依候氏中入
不稽頼候、難逃自以後筋表立向、氏康
景虎力合力之人衆ニ候ヘ共、敵之人衆ニ為中故
此方無何案中之時宜具一同ニ候、委細同様ニ調候
与人衆定而無之由候、然而申四日ニ從地方可得御意
吉事人衆候此段及飛脚候、如何様ニも可被申候
其違之事候　下々如何候事も無御心元候
二候、猶作以可得御意候

　　　　　　　　　　　恐々謹言

　　　十月十七日　　　　　　　　氏康（花押）

　　白河殿

表書

白河殿　人々御中　　自小田原城

一　氏康出陣之事、前ニ申候
　　陣中ニ候
一　於之事
一　勧御申事、付味方申事
一　此方御名之事
一　被請申付御名
　　之
一　可有御尤候
　　　　白河殿
　　　　　　　　　　　　　　氏治（花押）

一　不及申候、然者飛脚
　　一ヶ度被給候、殊ニ其方依如御覧候、可申下
　　所存之通候

　　十月十七日　　平氏政（花押）

一
謹上　白河殿

佐竹氏と一和之時の文書たるへし書簡の書ハ義昭の時のものなるへし計り
難しといへとも此に記して後考に備ふ

如来札之旨、今度佐竹[illegible]用[illegible]
此趣承候、[illegible]
如何様ニ相応之[illegible]
猶以上ニ可申候、[illegible]
恐々謹言

源義昭（花押）

謹上　白河殿

今度申候[illegible]佐竹[illegible]氏の時当国事ニ付て周旋せし
事無[illegible]

先條当方[illegible]
[illegible]

猶於[illegible]識表
一段之目出度存候、[illegible]

五月廿二日　源義昭（花押）

然今般上野[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二月廿八日　源義昭（花押）

謹上　白河殿

一
[illegible]

何とぞ御仁恵を以て会津を我等に被下候様

一　此節も上向様江も御取成被下候て照光江之義
も先祖より之筋目にて今存之候度

一　将又石川表之義も御取扱にて御座候て
我等儀は奥州之仙道一統之大將と
八幡大菩薩も御照覧之候得共何卒
右之通無御心得被成[illegible]
御頼申候　義重（花押）

卯月十六日

白河殿

一　会津四天宿老共芦名亀王丸天正十四年十一月卒去之後老臣富田
美作守ゟ会津を[illegible]之舎弟へ[illegible]金上盛備
出雲守平田[illegible]佐竹義広[illegible]白河結城
七郎義親ハ幕下と云[illegible]盛氏の[illegible]

（[illegible]）

[illegible]伊達政宗[illegible]会津[illegible]佐竹[illegible]
[illegible]義親[illegible]
[illegible]常陸[illegible]義広[illegible]
常陸[illegible]白河七郎義親石川大和守昭光[illegible]
[illegible]天正十七年[illegible]
[illegible]政宗[illegible]
[illegible]白河義親[illegible]
[illegible]白河の人数[illegible]白河の人数の[illegible]
[illegible]

一　会津旧事雑考天正十七年白河義親石川昭光伊達政宗へ降ると云
[illegible]白河郷之[illegible]
[illegible]石川昭光の[illegible]
[illegible]
[illegible]大細共[illegible]
[illegible]

[illegible]
照光寺
東光院

一 杉沢村農家記ニ云 須賀川ノ落城ニ及ビテハ 須賀川ハ二階堂盛義ノ後室 伊達政宗ノ伯母也 城ハ
政宗ニ攻落サレ 討死セシ者 百余人 大里村 岩瀬郡ノ内也 牛ケ城ヘ籠リ 伊達ト[illegible]
[illegible] 安藤[illegible]門平 河合中務大輔 此三人 須賀川落城ノ後
[illegible] 二階堂ノ後室ハ[illegible]
[illegible] 矢田野伊豆守 石川昭光[illegible]
[illegible] 政宗[illegible] 討[illegible] 田村[illegible]
[illegible] 大里[illegible] 白河ヘ[illegible] 郷[illegible]
[illegible] 田村[illegible]
[illegible] 大里ノ山上[illegible] 中務大輔[illegible]
[illegible] 田村[illegible] 白河[illegible] 打入[illegible]

双方[illegible] 討死[illegible] 矢田
[illegible] 侍[illegible] 討死
白河ノ[illegible] 十一人[illegible] 田村ハ政宗ノ[illegible]
[illegible] 矢田野[illegible] 政宗[illegible]
[illegible] 大里[illegible]
[illegible] 白河ノ[illegible] 矢田野[illegible] 須賀川
二階堂ノ[illegible] 矢田野 大里[illegible] 矢田野[illegible]

[illegible] 政宗ハ須賀川ヲ[illegible] 白河義親ハ
那須ノ[illegible] 安积(?)ヲ[illegible] 国ノ[illegible] 政宗[illegible]
[illegible]

[illegible] 那須[illegible] 須賀川ノ[illegible]
[illegible] 今ノ[illegible] 那須ノ界[illegible] 四里余
[illegible]
○須賀川ヲ[illegible] 政宗ハ[illegible]

一 東奥軍記 小田原陣ノ時 義親ハ病中ニ[illegible] 豊臣秀吉公
陸奥西南海北陸ニ威ヲ振ヒ[illegible]

坂東一の大名北条の一族も滅亡の期迄身を供なひ御免も不肖と云の由
東へ此職にて秀頼公の御陣中へ虜せられさせて世家中無の武士の義と
こそ存候と申されハ當家御のて我と一たハ兄なくも家康公是ハ行状の貴き
者の所にハ法度を拝く徒に寸日を延ひなして云ふまて上意中々ハ時節の守
てハ只今拝領ハ大名神ハ信長公の御下に深候と洞家へ仕え老臣の下知
秀頼公も先を頼の御陣中にて只今兵糧二万俵差出候てハ此のうち内百俵ハ
其領を差出に付て二百俵ハ信長公洞家へ仕ひ但馬守殿の騎馬若年に至る
にハて大坂表上中武威とて御下知ハ御手に付て乞と云れ候ハ御家紋有て
門外へ出にて伊達の近習と召ける所にて詮せられ候に向て兵粮の宜き道様
諸大名言と申し中なる人にハ此旨をハ陪臣にて白米二百俵の探
役を道の人夫の費用とたらんとて上坂上方へ被申ハ城外打出一の人へ子て山と
本城にくるにも世家康公の此旨いかにとやら申上新規にて中と　但馬守ハ四ツ時文
差出る諸家の者共秀頼公と原海伝と云て透物の義を原大名
手されとも諸家ハ子細申其家[illegible]抜手[illegible]今陣と云
て御目通へ上り候て只今御出陣も此上意と申し度旨を申し陣
せられさる方の上意へ気色を損候へハ當家秀頼公を怒れて言語
諸家の身の其者と殿下御秋の上意する御先を前の家へ伝へし候
抜き出て陣中へ申上たる陣中御刑の何の御法を云ふ先達申陣

守身の上意へ然らハ此方抜返さんと存御の御法へ身を捨て投へて若しくハ
出さし御下向へ行れハ當家ハ主君として所領を御下の何の御陣へ上意
とて當家の方と深く見て日を延れけるか御家秀津仙道と法度すしと
然行あなるの殊に見と家りとれける其家秀の件候と見れ道その所の上
のとの候ても申候やら一向に御法にかたく候日後身の上意へ時節とおもひ
此上ハ力引此道を御の候ともいふし一旦何れへ下で実在て御日在りハ此差
ほとさて成りし當家御方の子ともれて其身ハ二ハあらぬと大老の御達ハ書諸
まいれとも許容なく所地を後日せられ候へし
拙者へ何時にても上意御座候へハ当時拝て大老へ御目通へ上る事も
言へ申こともあらハ直にも申し其他意の御同前の事と存候て

付て此事に言家秀取て候
若し此方り御成入組被申
家康ハ中々作り詮道ハ
候とも御下知ハ抜候
へ御身ハ下にて罷成り新免
御自身其上ハ御身下の城
又若其至極の同意義程
にハ本陣旗を有りし者

急度申下候、各々可得其意候
然者都合ニ郡山上下被申付候
会津田村合山上石川中ニ
挟伊達田村ニ石川白河浦
可ニ下也

卯月廿五日　太閤御朱印

伊達侍従とのへ

一

親候ものニ候、各無沙汰
中ニ候、然者別而由之
前後之條、由取之可申候
伊達ニ飛脚衆ハ早々可申出候
佐竹ニも遣シ可申由
不日ニ可被上候、伊達静謐
ニ候様ニ可有之候

都合之内御朱印ニ而
会津田合山上之半ニ
おく候て

五月十九日　長盛
三成
（花押）

伊達侍従殿
御宿所

中途之儀相越候
伊達政宗儀、右之趣
可被仰出也、御念
河馬[illegible]ニ注進来
可被見合候、尚々
其元[illegible]可申也

如是之事固称介ノ勧ニ依テ
按ニ下有ル二字親政宗ヘ
与ヘシ仙道ナリ験セシ故此モ
改易ノ一条ナルベシ

此文ニ拠レハ白河ノ滞留
永逗ニ非サルノミニアラズ
別ニ子細有ベシ又太平
記白河記等ニ記シハ
只一端ヲ挙テ詳ナラザ
ルヘシ

りりしこと　大関御朱印

白河より

此度ハ各々[illegible]今度岩城[illegible]
当城ニ而日ニ送り候て当城[illegible]
[illegible]定而[illegible]
御出張[illegible]上様[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

宗通（花押）

[illegible]殿
人々御中

一

一 某釈ハ城西の金勝寺と云禅刹ニ忍ひ居たりけるか白河城と奥州人（関[illegible]）
[illegible]大将ニ付従[illegible]中[illegible]郎の
[illegible]一先[illegible]
[illegible]
此所[illegible]
[illegible]の青[illegible]
[illegible]白河[illegible]寺ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]十人[illegible]
[illegible]衰世の[illegible]一其[illegible]
[illegible]腮を曝[illegible]
右[illegible]の唱食（禅徒童形垂髪を剃除者曰唱食）
[illegible]解[illegible]
[illegible]佛[illegible]
の[illegible]
[illegible]得[illegible]
[illegible]
[illegible]

小槻門とて寺ありける

一、蒲生氏郷下向の節宗門宗へ朝候と当所の[illegible]両八幡と氏郷の
御為ニ[illegible]須賀[illegible]上寺せられ[illegible]白河の社[illegible]両方にて
[illegible]得[illegible]年の[illegible]入て通され[illegible]寺[illegible]有之れハ氏郷の陰
宗門寺と[illegible]れ[illegible]寺の代[illegible]旧[illegible]寺[illegible]

一、世俗の言傳ニ昔此地ニ毒蛇の居ける故宗門寺の[illegible]法力[illegible]調伏と
[illegible]代[illegible]則[illegible]の[illegible]作[illegible]寺[illegible]と云[illegible]
秀吉公の時所ニ[illegible]結城[illegible]関[illegible]の宗と[illegible]川の宗[illegible]
[illegible]結城[illegible]関門[illegible]と云なれハ[illegible]所の為
[illegible]寺[illegible]より[illegible]宗[illegible]九年[illegible]
と[illegible]の[illegible]の頃上杉景勝の家老[illegible]通用[illegible]
と[illegible]宗[illegible]九年[illegible]と[illegible]白河ハ[illegible]陣[illegible]
[illegible]首百[illegible]

結城氏庶流

一、盛廣　結城摂津守入道道栄と云、白河の内数ヶ村を領す、綜宗と稱し、仙臺
せし[illegible]古文書の文保二年の[illegible]武[illegible]
白河の[illegible]

一、結城摂津入道道忠[illegible]同[illegible]
[illegible]
[illegible]陸奥国宣[illegible]

建武二年乙亥八月九日　[illegible]清定　奉

上野入道殿

祐義　上野介宗廣　片見[illegible]と云[illegible]宗廣の[illegible]
[illegible]北条[illegible]白河[illegible]祐義[illegible]
[illegible]詳ならず

廣堯　田島[illegible]白河郡田島村[illegible]清光寺[illegible]
[illegible]無[illegible]廣堯ハ[illegible]常陸国住[illegible]結城也

延元元年中ニ所領七ヶ村知行高二万三千石所ハ同年中陸奥住田ノ郡ハ
元弘三年依 後醍醐天皇ノ綸旨凡結城一族並一族共ハ征伐ニ於テ
北畠入道ニ付有軍功 暦応元年二月廿一日卒ス 陸奥ノ某年ノ
山ヲ此ニ歴代ノ古墓多クアレハ結城ト云 子孫ハ其ノ須賀ニ於テ
村ヲ領シ結城ノ...ニシテ田...ニ住ス...田...
云々ト云 九月...村ノ四...

親光

太田判官又結城七郎ト云 親光ノ事ハ太田ト名乗ル
...常陸ノ太田ヲ領セシヤ...常陸ノ内ニ大ハ領ス
親光ハ宗広ノ...子也...判官...
秋...内...ノ...
国ノ中ニテ...大名...
後醍醐天皇ノ...
ノ...
...結城九...
...
...
...
...

...親光ハ...
...
...
...親光...
...名和伯耆守長年
...大...
...結城判官...
...
...大納言公宗卿...
...
...
...公宗...
...
...結城...
...
...
...
...大田判官...
...
...建武二年...
...
...
...建武...
...結城...
...大...
...十月...

脱佛與の弟子其ト云ルハ今ノ正文軍師後ニ進ミ将トシ大事ト成ベキ所ニ成
誰シテ先ト出テ勝利ヲ得ル所ハ将大友ト成テ與ヘ依テ之ヲ辨シ給ハク
ドモ此ノ事ハ君ノ仕ヘトシテ命ヲ受ケシ所ニ當リ依テ依存シテ大友ヲ
打ヽ進テ求テ是ヲ成テ成ルト以テ召シ置テ下加ヘ手勢ヲ以テ新鋭ヲ將
手ニ入テ今ト限ト称ス是ハ一家ノ為ニ居リシ正ニ是ノ家臣ノ神ト云ヒ忍ルル
是モ送ル之ハ後ニ送ル於テ毎年モ参リ候ハ是ヲ以テ御衣ノ神ト称ス今ル
去ル後ニ出事ノ南大門ニ大友ノ子孫ニ石寺ニテ手出シ親光ノ一族
言ニ申ス所ハ今ノ八州古證ニ云ク言ハ竹内大臣苗裔大納言紀古佐十五世紀
八ノ後胤ニテ常州信太郡ヲ領シ信太氏ト称シテ子孫連綿ト今ノ菅子紀田
氏ナリ今ニ四万石ノ所知ト成セリ天正十年ノ頃ト申シ者ノ名ハ五郎ト申ス也
是ニ於テ残ル者ト亦家臣ヲ召テ大友ニ付テ従軍ノ中ヘ依テ云ヘバ
大友ノ御手ニ加ハリテ東國陣ノ出陣ヲ催シテ打連テ行クル大友ト云ル是ハ
軍ノ出陣也ケル時ハ信太ノ出陣ト号シテ伝フ私ト親光継承ノ家臣系
此ニテ一列ニ帰郷ノ次郎ト成シテ其先ニ依テ其田ヘ討シテ面目ヲ
シヽ其ノ後ニ至テ上ニ登リ討ハ出テ帯シテ太
刀以是ニテ川ト西ニ至リ二付テ田ニ大友内対面ノ体ニ云テ
云テ大刀ト名付ケ馳参テ接手ニ切テ大友ト
何ニモ正ニ親光ハ門親長二郎ニテ十余人ノ
討死シテ大友ハ月ノ上旬横ニ新セシ其後ノ

未ダ誰トモ分ラザル時ニ親光ノ所ニ於テ其ノ體ヲ
親光ノ大郎ハ此ニ於ル三代ノ振舞ヲ今モ古證ヲ見シ是ハ
此ノ石ハ法名ノ后ニ記シテ有シ家臣ヲ護ル者ナリ
リシ菅子ノ記ニモ討死シテ大友ハ...一国ノ書ヲ續
而親光ト云ハ親光子孫ニ...ニ系ノ事ヲ残シ古記ニ田
云フ如クハ親光ノ後ナリ

朝常

紀朝の次男ニ 信太河内守ト云ニ三郎ニ住セシ
紀朝通ノ次ニ出家ト名乗リシ大昭光ノ額ヲ見ル
云ル書ノ國ニ見ユル紀氏ノ祖ニテ門ニ重ネ
居リシ法ト同ク武家ヘ去リシ三和ノ書ニ系ニ信太ノ家

一 去十二月十日出家書ニ紀信太郡常陸國ニ
此度見ルニ付テ御下知ニ相違無ク
相意得其旨可被仰付候也

謹言

二月十日　刑部大輔秀親 (花押)

謹上　白河五郎殿

一
按ニ紀ニ正平五年九月廿六日奥州白河結城ハ結城参河守宗広ノ入道大蔵大輔殿ニ
移テ再南方ニ属シ北畠親房ニ従テ石塔義房等ト戦フ〇十二月
於奥州五十辻原相戦右ニ於テ清顕シ石塔義房ガ合戦石塔義房ガ陣
ト見ヘテ氏ノ々ノ親常ト相ヘ扱モ与テ文書須賀川ニ於テ焼失セ
ラレ
按ニ此文書ニ八通ノ内二通ハ水戸結城家ニアル
義氏々々花押

一
西
当知行地事可有
相違之状如件
観応二年 辛卯 八月十五日
結城参河守殿

同付ノ文書ハ結城ノ家ニアリ

一
西
所領等事任康永二年二月
廿五日沽券知行不可有
相違之状如件
観応二年 辛卯 八月廿日
結城参河守殿

一
此書康永二年ハ親常ノ父親朝ノ初テ南朝ニ属セシ年月ニ(?)親朝ノ家
ニ義アル大蔵大輔ニ与ヘタル康永二年二月廿五日ノ書ト庶子合見ル
處ノ親常ニ宛テ由ヲ通ヘタル証ノ如キ文ト存スレ共伝ヘ失(?)
相ヲ見セシ左ニ於テ清顕シ親朝ト与ヘ策見セシ文迄ニ至リ白河七郎ノ
義ク

一
志リテ此ニ記セン二月二十日ハ其ノ概見スル(?)
相ヲ以テ知ル此ニ至ル三年中一ヲ示シ事ハ何ノ上ニモ(?)

北朝 正平六觀應二辛卯之
右十月二日
別筆也

当国悪党等中分之事、可令沙汰付奥州所付
候之処、至于今無沙汰云々、太以不可然、早速
有其沙汰、上意新地頭職可宛行之由
仍下知如件

正平六
十月二日 左兵衛佐 奉
結城参河守殿 小峯朝常之

新方凶徒等悉被討平之、其後又就近日之
奥州之様、被仰遣候之処、可被申之由、
以下可知之

○中畠孫四郎晴定跡 又水谷ノ結城顕朝氏

奥州先後
斯波兵部少輔之大将、家兼先祖之

一 闕所事、任先例、闕所事、可被付之
当年中所々中間、一向無沙汰也

十月十二日 左京大夫 兼頼
（花押）

○此中畠氏先祖之文
證人書副

謹上 結城参河守殿

○中畠氏蔵

下知国内上旨
就之中殿
委細被仰遣候
替代可被申也 謹言

十二月十五日

岩城参河守殿

（花押）

笹川殿花押也

一
吉良右京大夫ナラン
新国司ハ北畠顕信也

一
菅ノ五キ親人ニヤ

文和元壬辰之
正平七年ニアタル

吉野殿へ参候て、いやしくも、かれこれ、八幡殿より
しんかうしていかにも新国司とおもひはかる
旨しるして、其のへ、其の中には、よろしく
よろつ事のおもむきしておほせられ

観応三年三月十七日

白河参河守殿

（花押）

又今津の内又名成の内とも領　白河五郎殿

霊山記所収也

今津ハ会津西北河沼郡ノ内蜷河荘ニ在リ中略[illegible]ナルヘシ吉良貞家ハ足利一門ニテ奥州探題タリ中務大輔

正平九年文和三年ニ当ル

一

一 日余銭出代并勘料[illegible]
名取郡岩崎郡国分信夫新[illegible]
伊具郡信夫郡之内[illegible]一途奉書
右当知行之旨[illegible]状如件
右任先例可被[illegible]之状如件
十一月五日　左京大夫貞家　花押

進上　白河参河守殿

一 陸奥国会津蜷河荘[illegible]
中田[illegible]任先例可被知行之状
如件

文和三年甲午十二月九日　中務大輔　花押　姓氏未考

結城参河守殿

朝胤

朝常の子[illegible]

又白河殿

一 陸奥国[illegible]
[illegible]
[illegible]任先例可被[illegible]
[illegible]之状如件

観応二年辛卯十月廿五日　左京大夫　花押　貞家也

謹上　白河兵部少輔殿

一 [illegible]

[illegible]

応永十癸未年十一月十五日

白河左兵衛佐殿

[illegible]　花押

白河之御代ゟ以来旧名誉騎射之事讃岐守殿ニ長し
家之遠之御中御座候て相伝申候
[illegible]十月十二日　沙弥禅助（花押）
讃上宗房書状検之也
諸職之内当家御代之騎射之事近年之家仲
家之遠之御中ニ御座候ニ付而当家代々仁
之旨中ニ而之候
永享十二年　貞宗
治部之丞家人之旨

治部少輔十指二寸
石弓之八寸紀十三

馬場西庫用外擡流
右州之中卿元御馬場西庫大明外竹寶家擡遷
大檀那　藤原氏満政
別當　良聖
大工　聖源
秦順重
于時應永八年辛巳拾月廿五日　白敬

滿政　白河四の故事を記する冊子は次田家記帯の孫満政と他道乃
諸将之折紙之無門寄書する圖あり白河の精家八世する八行様あるを
知れ

連署之事
[illegible]

右所持致之高山明神八幡大菩薩天満大
自在天神諸天全之京都大明神市毎各

寛永廿一年 甲申 七月 日

右連署ハ和田澤城主と云者是程ハ右之次男伊東掃部丞ハ伝嫡孫安積大夫
尾張へ仕ふ

朝脩
後土御門院宣旨と白河七郎殿也

二、

上卿　中御門新大納言

延徳二年庚戌九月廿一日　宣旨

（花押）

室町殿大納言
将軍義植卿花押也

左衛門佐藤原朝脩

宜任修理大夫

蔵人頭左中弁藤原守光奉

此守光ハ仙台白川文書ニ出ス

朝脩系図ニハ白河の別家とみえ（文書を見れハ常州の事と傾せしより見へ）
一万句連歌ハ已ニ修理大夫としあれハ此文書ハ得れハ永正十二年ハ二十ヶ年以前の事
此派にてあるへきにや有へし後より此書せし歟へし

直廣　系図ニ結城の庶流ト云永正十二年ニ一万句連歌ス八溝山鐘路（作上ノ部ニ全文ヲ載ス）
天文七年奥州白河大檀那藤原朝臣直廣と有又八槻大善院大般若
箱ニハ天文八年寄附や白河と傾して結城なるへく似たり又永禄十三年と
天文八年と永禄九年と隔りて直廣二人有りや又ハ長生なるか形式経営の路

大旦那奥州白河藤原朝臣直廣　斑目

本願高野郷八槻近津別當権少僧都淳良

番匠　草壁左衛門四郎

塗土師　薄葉新六

皆天文八己亥八月十三日　筆者太白山之正悟

生母山長廣寺　八槻近津宮大般若

按するに筆者姓名ハ石川末孫皇徳寺住侶才雲正悟首坐二十三歳
天文六年戊戌十一月廿四日ヨリ同九年庚子雑賀下浣日畢とあり
又按するに直廣ハ庶流にて白河郡の南方を領せしに似たり文書ニ白河南
方ところとは此家より送りし書なるへし仙台白河の家にハ

五十余城ハ今ノ泉ノ
戦死讀近くして
誤之

一按ニ今宮浄瑠璃寺日記ニ文明六年ニ宇津南山川浦畠今村と那須板室
村の間十文字原ニて白河地頭石堂民部大輔能高と立合本九ヶ郷
御地頭星刑部大輔塵鑑と合戦して九月七日石堂利なくして帰とそ
石堂の白河地頭と云考ふ可し又同書ニ永安三年ニ出羽国兼頼
白河ニ住して今ニ年結城親政を討とるニ兼頼ハ斯波左京大夫家兼の二男
所謂奥羽大将兼頼歟〔〕足利家ニ而出羽国司として下られたる士の祖ニ結城
親政と云人考可し又康暦二年五月白河親政小山義政と宇都宮
基綱と合戦基綱討死とあり小山義政白河ニ住したへ而決なかりし何らん
也下野栗ノ宮神主小井戸宇氏所持の小山系図ニ下野守義政陸奥国
東海道七郎〔〕捨扶職とあれハ白河ニ住せしと計知し東海道七郎ハ
未詳児職あるとも東海とのミ云へ六郎と若くハ仏道七郎のみならんか
同書応永二年奥州田村刑部大輔入道浄久と白河結城中山刑部大輔
義景と合戦田村利なく退き同十一年仏道五十余城を石川氏誅
反仍白河結城次親正月十一日合戦

直親　小笠原か光系図ニ拠れハ長門守朝親の男と有り画継ニ上杉へ与し
成氏朝臣を攻ル時小笠原長〔〕の旨称書ヲ賜ハ戦功を励まさんと責せられし也
御内書の写ニ

成氏誅罰事被仰出之処忠節者宗
めり新予郎以下除令同心日加諸合戦致励
戦功候者可為神妙候也

十月十二日

小笠原下野守とのへ

又別ニ御内書の写ニ

就宇都宮事下野守ニ差遣処加勢太郎
三〔〕相談力を可励戦功候也

八月十日

白河刑部少輔とのへ

按刑部少輔ハ詳ならず上杉〔〕〔〕白河結城中務刑部少輔

細川右馬頭持賢
入道道賢と云

覚書と云ハ此人歟

小笠原殿御出陣事〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕
候宣被〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕
〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕謹言

十一月十日

沙弥道賢（花押）

白河修理大夫殿

加小笠原下野守対〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕
〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕一勝〔〕〔〕〔〕
〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕
〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕巨細〔〕〔〕
〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕

九月十日

沙弥道賢（花押）

謹上　白河修理大夫殿

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan

加藤[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan